

令和7年度事業見直し

令和7年度は新たな基本計画・実施計画の初年度であり、その計画の実効性を担保し、重点的に取り組むべき事業を着実に推進していくためには、事業の見直しによる経営資源の捻出と再配分が必要です。

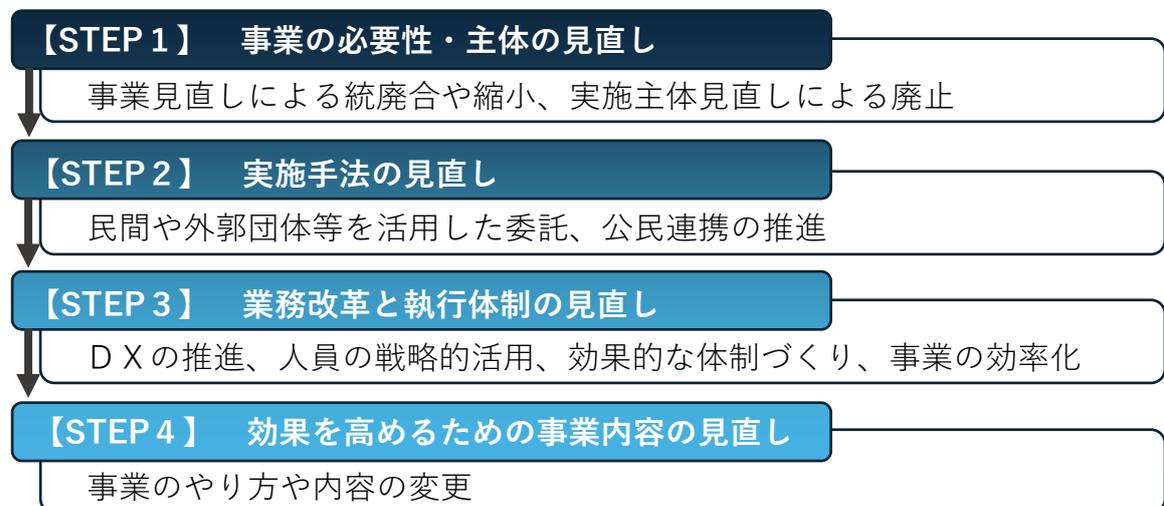
本区では、全事務事業を対象に3つの視点（図表1）から見直し対象を抽出し、今年度は46事業について現状や課題を整理するとともに、4つのステップ（図表2）に沿って具体的な改善策を検討しました。

本資料では、当該46事業の選定理由やこれまでの経過と課題、具体的な改善策等の見直し結果について掲載しています。

（図表1）

必要性	<ul style="list-style-type: none">・ 行政が関与する必要性があるか。・ 国や都のサービスと重複していないか。・ 社会情勢の変化など時の経過とともに事業開始時の目的が変化してきていないか。・ 事業開始時の目的を概ね達成するなど事業の実施意義が低下していないか。・ 事業が区民ニーズに対応しているか。・ 区民ニーズを上回るサービス提供となっていないか。・ 民間のサービスと競合していないか。・ 厳しい財政状況の中、事業を実施する緊急性が認められるか。
有効性	<ul style="list-style-type: none">・ 施策の目的の実現に寄与する効果が出せたか。・ 施策の中で類似・重複した事務事業は存在しないか。・ 事業の継続により、成果の向上が期待できるか。・ 他の所属で関連事業を行っている場合、連携することで効果を高めることができないか。
効率性	<ul style="list-style-type: none">・ 事業がコスト、人員面から効率的に執行できているか。・ 事業実施の主体と手法は妥当か。・ アウトソーシング等の手法の検討は行っているか。・ 業務に対する職員数の算定は妥当か。人員の見直しを図ることは可能か。・ AI や ICT の活用により業務改善・庁内DXを図り、事業のコストを下げられないか。・ 契約方法の変更によりコストを下げる余地はあるか。・ 他の所属で類似事業を行っている場合、統合や整理によって効率的に行うことはできないか。

（図表2）



No.	●			
(1) 部局名	部局名を記載しています。			
(2) 事業名（取組名）	事業名（取組名）を記載しています。			
(3) 選定理由	当該事業を対象として選定した理由を記載しています。			
(4) 事業目的	当該事業の目的を記載しています。			
(5) 事業概要	当該事業の対象者や実施内容を記載しています。			
(6) これまでの経過と課題	「(3) 選定理由」を踏まえ、当該事業のこれまでの経過及び「必要性」、「有効性」、「効率性」等の視点からの課題を記載しています。			
(7) 令和8年度の具体的な改善策	(8) 令和9年度以降の具体的な改善策			
【STEP 1】事業の必要性・主体の見直し（事業見直しによる統廃合や縮小、実施主体見直しによる廃止）				
【STEP 2】実施手	<p>「(6) これまでの経過と課題」で記載した課題を踏まえて、4つのステップに沿って検討した令和8年度及び令和9年度以降の具体的な改善策を記載しています（改善策が長期にわたる場合は、改善に向けたロードマップを記載しています）。</p> <p>※ この項目は、4つのステップのうち各事業の検討において該当するステップの欄のみを記載しているため、事業ごとに掲載している項目が異なります。</p>			
【STEP 3】事民間				
【STEP 4】効果を高				
(9) 令和7年度業務量見込み	(10) 令和8年度業務量見込み	(11) 見直し後の業務量見込み		
年間 時間	⇒	年間 時間	⇒	年間 時間
会計年度任用職員 時間		会計年度任用職員 時間		会計年度任用職員 時間
(12) 改善策に対する評価	「(4) 事業目的」から「(11) 見直し後の業務量見込み」までの記載内容を踏まえ、今後の事業の方向性等に関する区長の意見を記載しています。			

No.	1			
(1) 部局名	企画経営部			
(2) 事業名 (取組名)	業務処理自動化ツール			
(3) 選定理由	これまで40を超える業務について業務処理自動化ツールによる業務の効率化を実現してきており、事務処理の正確性向上や職員の負担軽減に一定の効果があったと考えられる。一方で、ライセンス利用料やメンテナンス等にかかる経費も増加傾向にある。DX推進計画において、「デジタルツールを活用した業務効率化」の推進を取組のひとつに掲げていることを踏まえ、コストに見合った効果を出しているかその有効性を検証されたい。			
(4) 事業目的	区の情報システム全体の安全で安定した稼働を着実に進めること。 自動化技術などの活用を進めることで、業務の効率化や経費縮減などを実現すること。			
(5) 事業概要	関連システムの構築・保守・改修			
(6) これまでの経過と課題	<p>令和2年度からRPAソフトウェア「UiPath」を導入し、現在までに12所属で52シナリオが稼働している。毎年度導入相談（よろず相談等）があり、全庁的にRPAの注目度は一定水準を保っている。一方、ライセンス数については実績比較の結果、見直しが必要であると考え、令和8年度以降のライセンス数の見直しを行っている。</p> <p>また、「UiPath」はオンプレミスにサーバを構築しており、そのサーバを3年毎に更改する必要がある。リソース(人件費及び委託費)を考慮すると、利用ソフトウェアの見直し(切替)が必要と考えている。</p> <p>ソフトウェア切替の候補である「WinActor」はサーバレスのソフトウェアであるため、サーバ更改費用が一切かからない。また、ライセンスの適用範囲が、「UiPath」はユーザ単位であるのに対し、「WinActor」は端末単位であるため、ライセンス数を抑えることが可能となる。</p> <p>情報政策課では、以上の状況を踏まえ、以下の対応を検討している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. RPAソフトウェアの見直し GovTech 東京の共同調達の利用を検討するとともに、ソフトウェア切替により、「UiPath」サーバの更改作業に係るリソース(人件費及び委託費)の撤廃に向け、令和7年度から令和10年度までの想定費用(ライセンスおよびサーバ更改費)をソフトウェア切替の有無で比較し、長期的に費用を安価に抑えることを可能とするソフトウェアへの切替を検討中 移行に伴う職員作業工数については、システム標準化に伴う改修作業も含まれるため、算出不可 2. 契約ライセンス数の見直し 庁内で稼働しているRPAの棚卸を実施し、より適切なライセンス数を算出 3. 導入検討の基準値の設定 導入による削減効果を可視化し、ライセンス費用と比較するための基準値を設定。基準を基に導入検討を行うルールを策定。 			
(7) 令和8年度の具体的な改善策		(8) 令和9年度以降の具体的な改善策		
【STEP4】効果を高めるための事業内容の見直し(事業のやり方や内容の変更)				
サーバ更改が不要なソフトウェアへ変更することで、歳出削減を図り、費用対効果を最大限に発揮できるような運用管理を図る。 また、新規案件については、導入検討の基準値を設定し、この基準に基づいて導入の是非を判断することで、適切なライセンス数での契約と運用を図る。		前年度の実績をベースにライセンス数の見直しを実施する。		
(9) 令和7年度業務量見込み	⇒	(10) 令和8年度業務量見込み	⇒	(11) 見直し後の業務量見込み
年間 240時間 会計年度任用職員 0時間		年間 120時間 会計年度任用職員 0時間		年間 120時間 会計年度任用職員 0時間
(12) 改善策に対する評価	費用対効果の精査については、令和7年度中から実施すること。また、その際は、サービスの向上や職員の負担軽減、職員の満足度など多角的な観点から効果を検証すること。加えて、新たなソフトウェアの導入に際しては、長期的な視点で費用とその効果を分析を行うこと。			

No.	2			
(1) 部局名	企画経営部			
(2) 事業名 (取組名)	施設維持修繕支援デスク業務委託事業			
(3) 選定理由	『大田区公共施設改築・改修等中期プラン』では、区の改築・改修等は令和7年度にピークを迎え、その後も、過去の年間工事量の平均を上回る状況が見込まれている。その中で、「営繕工事支援業務」と本業務を分けてまちづくり公社に委託していることの効果を分析した上で、一本化に向けた課題を整理し具体的な検討をされたい。併せて、業務委託ではなく、事業の移管など、実施主体の整理についても検討されたい。 ※本事業については、同じく対象事業として選定した「営繕工事支援業務委託事業」(No.3)と一体的に検討されたい。			
(4) 事業目的	各課発注工事の品質の維持・向上と施設管理の円滑化を図るため、各課発注工事の相談窓口となる「施設維持修繕支援デスク」を設置し、業務委託を行う。これにより、施設保全担当係長の負担を軽減し、学校改築や各種改修工事などに集中して対応できるよう効率化を図り、職員の育成強化と働き方改革を促進する。			
(5) 事業概要	「施設維持修繕支援デスク」の業務は、各課発注工事の相談窓口のほか、現在施設保全担当係長が支援している現場確認、図面チェック及び内訳精査等の作業も含む。大田区外郭団体等に関する基本方針を踏まえ、区外郭団体の一つである株式会社大田まちづくり公社へ委託し、外郭団体の柔軟性・機動性を活かして業務を補完・代替する。			
(6) これまでの経過と課題	<p>○経過 複合施設の増加に伴う業務量の増加と業務の高度化が進んでいる。また、「大田区公共施設改築・改修等中期プラン(R5.3)」により今後数十年にわたって定常的な業務量増が続くことも推測されている。そのため、以下のように異なる業務委託を行っている。</p> <p>【施設維持修繕支援デスク業務委託】：施設を管理する各課が発注する維持修繕工事の技術支援を施設保全担当係長が行っていたが、年間発注件数が非常に多く、技術支援が十分に行き届かない状況となっていたことから、技術支援窓口となる「施設維持修繕支援デスク」を設置し株式会社大田まちづくり公社へ業務委託を行っている。</p> <p>【営繕工事支援業務委託事業】：公共施設の改築や改修の工事が増加する中、2030年までに既存区有施設をLED化する工事など短期的かつ集中的な工事が増加している。そのため、照明改修工事の設計・積算・工事監督の業務委託を行っている。</p> <p>○課題 業務委託を2社に発注する状態となっている。</p>			
(7) 令和8年度の具体的な改善策		(8) 令和9年度以降の具体的な改善策		
【STEP2】 実施手法の見直し (民間や外郭団体等を活用した委託、公民連携の推進)				
株式会社大田まちづくり公社へ業務の一元化の協議を行っているが、人材不足により体制確保が困難である旨の回答があった。今後も引き続き営繕工事支援業務委託と施設維持修繕支援デスク業務委託の一元化の協議を行っていく。		引き続き営繕工事支援業務委託と施設維持修繕支援デスク業務委託の一元化の協議を行っていく。		
(9) 令和7年度業務量見込み	⇒	(10) 令和8年度業務量見込み	⇒	(11) 見直し後の業務量見込み
年間 15時間		年間 15時間		年間 15時間
会計年度任用職員 0時間		会計年度任用職員 0時間		会計年度任用職員 0時間
(12) 改善策に対する評価	株式会社大田まちづくり公社を所管する都市計画課との情報共有を行い、段階的な業務の一本化及び事務移管について、具体的なロードマップを策定するなど、実施主体の整理に向けて引き続き検討を進めること。			

No.	3		
(1) 部局名	企画経営部		
(2) 事業名 (取組名)	営繕工事支援業務委託事業		
(3) 選定理由	令和7年度予算編成における査定経過を踏まえ、「施設維持修繕支援デスク業務委託」との一本化を具体的に検討された。 ※本事業については、同じく対象事業として選定した「施設維持修繕支援デスク業務委託事業」(No.2)と一体的に検討されたい。		
(4) 事業目的	公共施設の改築や改修等の工事が増加する中、2030年までに既存区有施設をLED化する工事など短期的かつ集中的な工事ニーズの増大に対応するため、一部の工事発注業務を民間事業者が支援する「発注者支援業務委託」を導入し、学校改築や各種改修工事などに集中して対応できるよう効率化を図るとともに、職員の育成強化と働き方改革を促進する。		
(5) 事業概要	<p>工事監督支援業務 小中学校及び区施設の照明改修工事に関する工事状況の確認、工事現場の安全管理、アスベスト含有調査の立会</p> <p>資料作成等業務 小中学校及び区施設の照明改修工事に関する現場調査、設計図書作成、積算関係資料作成 小中学校の自動火災報知設備改修工事に関する現場調査、設計図書作成、積算関係資料作成</p>		
(6) これまでの経過と課題	<p>○経過 複合施設の増加に伴う業務量の増加と業務の高度化が進んでいる。また、「大田区公共施設改築・改修等中期プラン(R5.3)」により今後数十年にわたって定常的な業務量増が続くことも推測されている。そのため、以下のように異なる業務委託を行っている。</p> <p>【施設維持修繕支援デスク業務委託】：施設を管理する各課が発注する維持修繕工事の技術支援を施設保全担当係長が行っていたが、年間発注件数が非常に多く、技術支援が十分に行き届かない状況となっていたことから、技術支援窓口となる「施設維持修繕支援デスク」を設置し株式会社大田まちづくり公社へ業務委託を行っている。</p> <p>【営繕工事支援業務委託事業】：公共施設の改築や改修の工事が増加する中、2030年までに既存区有施設をLED化する工事など短期的かつ集中的な工事が増加しているそのため、照明改修工事の設計・積算・工事監督の業務委託を行っている。</p> <p>○課題 業務委託を2社に発注する状態となっている。</p>		
(7) 令和8年度の具体的な改善策		(8) 令和9年度以降の具体的な改善策	
【STEP2】 実施手法の見直し (民間や外郭団体等を活用した委託、公民連携の推進)			
株式会社大田まちづくり公社へ業務の一元化の協議を行っているが、人材不足により体制確保が困難である旨の回答があった。 今後も引き続き営繕工事支援業務委託と施設維持修繕支援デスク業務委託の一元化の協議を行っていく。		引き続き営繕工事支援業務委託と施設維持修繕支援デスク業務委託の一元化の協議を行っていく。	
(9) 令和7年度業務量見込み	⇒	(10) 令和8年度業務量見込み	⇒
年間 13時間		年間 13時間	
会計年度任用職員 0時間		会計年度任用職員 0時間	
(11) 見直し後の業務量見込み			
年間 13時間			
会計年度任用職員 0時間			
(12) 改善策に対する評価	株式会社大田まちづくり公社を所管する都市計画課との情報共有を行い、段階的な業務の一本化及び事務移管について、具体的なロードマップを策定するなど、実施主体の整理に向けて引き続き検討を進めること。		

No.	4			
(1) 部局名	総務部			
(2) 事業名 (取組名)	男女共同参画推進事業の実施			
(3) 選定理由	エセナおおたで実施している「パパのじかん」の事業について、子ども家庭支援センター（キッズな）で実施している「パパの子育て応援講座」及び幼児教育センターで実施している「家庭教育支援講座」と対象者及び内容に重複が見られることから、事業内容の整理や共同実施・部局間連携により、より効率的な事業の実施を図れないか検討されたい。 ※本事業については、こども未来部、教育総務部と調整を行った上で見直しを検討されたい。			
(4) 事業目的	区における男女共同参画社会の実現に向けた取組の拠点施設である男女平等推進センターの適切な管理運営を行い、当該施設を活用し効果的な推進事業の実施などを行うことで、広く区民に啓発し男女共同参画の推進を図る。			
(5) 事業概要	指定管理者の専門性やスキルを活かし、「男女共同参画推進プラン」に基づく事業を提案させ、区と連携して実施することで、男女共同参画社会の実現に向けた取組効果の向上を図る。			
(6) これまでの経過と課題	<p>令和6年度実施の意識調査によると、女性の就業継続の支障は「子育ての負担」が約63%と最も多く、さらに育児を女性が分担している割合は55%との結果が出ており、男女共同参画社会の実現には男性の育児参画が不可欠である。</p> <p>エセナおおたでは、父親向け講座として、「パパのじかん」のほか、「びよたまクラブdeえほんのじかん」、「乳児と父親向け講座」を実施してきた。令和6年度に事業内容を精査し、「びよたまクラブdeえほんのじかん」を廃止し「パパのじかん」に一本化し、通年講座として実施した。利用者から日曜開催への要望を受け、毎月第4日曜の定期開催とし、参加者満足度は高いものの、平均参加者数が各回3組と伸び悩んでいる。一方で、2回連続講座として日曜開催の「乳児と父親向け講座」については募集人数を大幅に上回り、拡大して開催している。「日曜日に公園以外で遊べる場所がない」という利用者の声を受け止め、日曜開催のエセナおおただからこそ実施できる事業を検討していく。</p> <p>類似する他の事業との整理は次のとおりである。</p> <p>子ども家庭支援センターの「パパの子育て応援講座」については、「子育てひろば」という居場所周知の目的もあり、利用者から強い要望のある講座を運動することが必要との認識である。児童虐待予防の観点からも、子ども家庭支援センター主催の講座は必要である。幼児教育センターの「家庭教育支援講座」については廃止の方針である。</p>			
(7) 令和8年度の具体的な改善策	(8) 令和9年度以降の具体的な改善策			
【STEP1】 事業の必要性・主体の見直し（事業見直しによる統廃合や縮小、実施主体見直しによる廃止）				
令和7年度の実施状況を踏まえ、令和8年度からは「パパのじかん」を廃止し、他の既存講座に本事業の内容を含めたり、他部署の類似講座開催時に関連資料を配布したりすることで、今後も父親の積極的な家事・育児への参画を促していく。	令和8年度の実施状況を踏まえ検証し、適切かつ安定して実施できる内容とする。			
(9) 令和7年度業務量見込み	⇒	(10) 令和8年度業務量見込み	⇒	(11) 見直し後の業務量見込み
年間 9 時間		年間 0 時間		年間 0 時間
会計年度任用職員 0 時間		会計年度任用職員 0 時間		会計年度任用職員 0 時間
(12) 改善策に対する評価	<p>「パパのじかん」を廃止することにより、男性の育児参画促進に寄与する取組の質や区民満足度が低下しないよう、他の既存事業との調整を行うこと。</p> <p>あわせて、廃止にあたっての区民への周知・広報等は丁寧に行うとともに、引き続き、男女共同参画社会の実現に向けた取組を効率的に推進すること。</p>			

No.	5			
(1) 部局名	総務部			
(2) 事業名(取組名)	相談業務の実施			
(3) 選定理由	エセナおたで実施している「女性のためのたんぼ相談」の事業について、各生活福祉課で実施している「女性相談」と対象者及び内容に重複が見られる。また、女性支援新法の本格施行に伴い、何らかの困難を抱えた女性に対する相談に対応するため、令和7年度からは女性支援相談員(会計年度任用職員)を各生活福祉課に配置している。国や都が実施している相談も含め、効果的な相談体制や実施手法を検討するとともに、女性に関する相談やDVセンターについて区民にとって分かりやすく、効率的な体制となるよう検討されたい。※本事業については、同じく対象事業として選定した、福祉部の「婦人保護」(No.21)、「母子生活支援施設の広域利用における措置費」(No.22)並びに、令和6年度対象事業「DVセンターの管理運営」と調整を行った上で見直しを検討されたい。			
(4) 事業目的	女性のさまざまな悩みについて相談を受け、自分らしく生きる一助とすることにより、大田区の男女共同参画社会の実現を目指す。			
(5) 事業概要	女性のためのたんぼ相談の実施 【相談日時】月・金 10時～13時、火・木 13時～16時、水 18時～21時、土 13時～19時 ※祝日実施 【相談方法】電話、面談(面談のみ予約制)【相談員】相談業務に適した有資格者や経験者に委嘱 【保育】有(面談時) ※保育は委託にて実施			
(6) これまでの経過と課題	<p>女性のためのたんぼ相談については、人権・男女平等推進課所管の相談事業3つのうち、最も長く実施しており、平成30年度にDV相談ダイヤル、令和2年度に男性相談ダイヤルが加わった。たんぼ相談は令和6年度の相談実績が703件(うち初回相談150件)であり、女性の相談先としてニーズがあると評価している。</p> <p>(【参考】令和2年度：699件(初回184件)、令和3年度：674件(初回184件)、令和4年度：659件(初回145件)、令和5年度：702件(初回196件))</p> <p>女性支援新法施行に伴い、困難を抱える女性の支援についてはさらなる拡充が求められている。生活福祉課で実施している女性相談については、家庭や仕事、暴力被害等様々な事情により、居所や仕事がない差し迫った状態にあり、緊急一時保護等の具体的支援が必要な女性が主な相談者である。一方、たんぼ相談については、同様の状況に陥るリスクはありながらも、当面の生活は維持ができる程度の相談者が多く、多様な相談を受け、相談員が傾聴し悩みごとの整理やより適切な相談先の案内を行っている。相談の主訴としても、生活福祉課の相談者が住まいやDV、最低限の生活が多いのと比較し、たんぼ相談では、生きづらさ、こころの病気、夫婦関係等多種多様に渡っている。緊急性の高い相談内容の場合は、生活福祉課を案内し連携することとしているが、実際に引き継いだ件数はかなり少ない。国や都でも様々な相談先があるが、困難な状況にあっても相談する割合が低いという課題がある中、一定の相談件数を維持しているたんぼ相談は引き続き必要である。</p> <p>課題としては、相談員の相談スキルの向上が相談者へのサービスには不可欠だが、委嘱という形態ではなじまないことや、電話や面談のみの相談に限定されていること、相談員のシフト作成、報償費支払い等の業務による職員負担等が挙げられる。</p>			
(7) 令和8年度の具体的な改善策		(8) 令和9年度以降の具体的な改善策		
【STEP1】事業の必要性・主体の見直し(事業見直しによる統廃合や縮小、実施主体見直しによる廃止)				
令和7年度中に、他自治体の情報収集を行い、DV相談ダイヤルとの統合が可能かどうか検討する。可能と判断した場合は令和8年度に統合して実施することで、職員の業務量削減を図る。		令和8年度の実施状況を踏まえ検証し、適切かつ安定して実施できる内容とする。		
【STEP2】実施手法の見直し(民間や外郭団体等を活用した委託、公民連携の推進)				
令和7年度中のDV相談ダイヤルの委託化検討と同時に、たんぼ相談についても同様に検討し、可能と判断した場合は、業務を委託し実施する。相談業務の専門性が高い事業者へ委託することで、相談スキルが安定し、法改正や社会資源の変動等についても迅速に対応でき、区民サービスの向上につながる。		令和8年度の実施状況を踏まえ検証し、適切かつ安定して実施できる内容とする。		
【STEP3】事民間や外郭団体等を活用した委託、公民連携の推進(DXの推進、人員の戦略的活用、効果的な体制づくり、事業の効率化)				
令和7年度中の検討を踏まえ、オンライン相談を追加して実施する。電話での相談が難しい場合や幅広い世代の相談を想定し、相談体制の強化を図る。		令和8年度の実施状況を踏まえ検証し、適切かつ安定して実施できる内容とする。		
(9) 令和7年度業務量見込み	⇒	(10) 令和8年度業務量見込み	⇒	(11) 見直し後の業務量見込み
年間 220時間		年間 145時間		年間 126時間
会計年度任用職員 0時間		会計年度任用職員 0時間		会計年度任用職員 0時間
(12) 改善策に対する評価	委託化の検討やオンライン相談の導入は積極的に推進すること。その際は、相談者のプライバシー保護や安全確保を最優先にすること。また、業務委託をする場合においては、関係機関との確実な連携が図れるよう具体的な方策を検討するとともに、DV相談ダイヤルに一本化するなど利用者目線に立った分かりやすい相談体制とすること。			

No.	6	
(1) 部局名	総務部	
(2) 事業名(取組名)	総合防災訓練	
(3) 選定理由	令和6年度に実施した区民意識調査において、およそ93%の方が「防災対策」が重要な施策であると回答している一方で、「災害から身を守るためにどのような取組をしていますか」という問いに対して「防災訓練への参加」は9.4%という結果が示されている。 令和7年度予算編成における査定経過を踏まえ、広く区民の方が参加できる訓練実施方法を検討するとともに、区民意識調査の結果等から訓練参加状況が乏しい区民の層(こども・若年層、高齢者など)を分析し、訓練参加対象や対象毎に普及すべき内容などを精査することで、訓練参加者の行動変容を促す効果的な訓練手法を検討されたい。	
(4) 事業目的	大規模災害発生時の自助、共助の立場から、地域での協力体制の強化や防災意識の高揚を図ることを目的に、各地域において定期的に防災訓練が実施されている。一方で、災害時の要配慮者対応や物資輸送など、地域(自治会・町会)だけでは対応しがたい災害時の課題もある。総合防災訓練では、こうした課題に対して区と地域が共に取り組み、訓練成果をしっかりと共有することで、区全体の災害対応力の向上につなげることを目的とする。	
(5) 事業概要	区の応急対策のテーマ検証を総合防災訓練で実施する。実施回数は毎年2回(2地区)とし、対象地区は、検証テーマの内容と地域の訓練環境等を総合的に判断し、地域との調整を経て決定する。より多くの地域・区民に訓練の成果を共有するために、訓練当日の様子を動画撮影し、区公式YouTubeで上映・各種会議体で報告する。検証結果は「大田区地域防災計画」等の区の計画に反映させる。テーマ検証以外にも、起震車訓練・消火器訓練・応急給水栓訓練を実施し、区民の防災知識の醸成を促す。 また、防災関係の公的機関(消防、警察、自衛隊等)及びライフライン関係機関との連携強化を図るために、訓練に参加してもらうほか、広報ブース等を設ける。	
(6) これまでの経過と課題	令和2年度までは学校防災活動拠点を中心として総合防災訓練を開催し、シナリオ型訓練や避難者受入訓練などを実施していた。令和3・4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、代替事業としてリモート型防災アトラクションを実施した。こども・若年層に好評だったため、令和5・6年度は「体感型防災アトラクション」を区内施設で開催した。令和3～6年度の参加総数は過去4年間で3,034人にのぼり、参加者アンケートによると、98.4%が「訓練の内容が防災知識の向上に役立った」、96.8%が「また参加したい」と回答しており、とても満足度の高い事業となっている。 一方で、「防災アトラクション」は親子連れをターゲットとしており、高齢者層等の参加率は低く、「地域の協力体制の強化」という本来の事業目的を十分に達成することが難しい。そこで令和7年度からは、従来の学校防災活動拠点での総合防災訓練を再開し、改めて実践的かつ効果的な訓練を行うことで、総合防災力の強化を図るとともに、防災意識の高揚と防災知識の普及を図る。 なお、「体感型防災アトラクション」は親子での参加が最も多くなっており、他事業では参加数の少ない年齢層に効果的に普及・啓発出来ているため、今後も継続して実施する。	
(7) 令和8年度の具体的な改善策	(8) 令和9年度以降の具体的な改善策	
【STEP1】事業の必要性・主体の見直し(事業見直しによる統廃合や縮小、実施主体見直しによる廃止)		
・令和7年度に実施した蒲田東、稲谷以外の16地区から2地区を選定して実施することで、より広い地域の総合防災力の強化を図る。実施地区については、区のテーマ検証に適した地区を、地域訓練の実施状況等を鑑み選定する。 ・若年層・親世代については、他の防災普及啓発事業(防災アトラクション等)で訓練参加者数増加をめざす。一方、総合防災訓練では自治会・町会が抱えている学校防災活動拠点での課題を把握し、テーマ検証に活かしていく。	・未実施の地区のうち2地区を選定して実施することで、区全体の総合防災力の強化を図る。 ・参加者へのアンケート調査等をもとに、事業目的に寄与する取組となっているかを検証し、適宜訓練内容を見直ししていく。	
【STEP2】実施手法の見直し(民間や外郭団体等を活用した委託、公民連携の推進)		
・公的機関、ライフライン関係機関の参加だけでなく、包括協定を結んでいる企業、団体等にも展示や啓発を依頼し、より幅広い内容を啓発できる場を設ける。	・毎年設定される検証テーマに適した企業や団体に協力を要請する。	
【STEP4】効果をもとめるための事業内容の見直し(事業のやり方や内容の変更)		
・区の応急対策に沿った検証テーマを設け訓練を実施することで訓練内容の多様性と新規性を確保するとともに、異なる関心や課題を持つ区民の参加を促し防災意識の維持を図る。 ・総合防災訓練の主体は実施地区の自治会・町会であるため、他地区の区民が訓練の効果を実感しづらい。そこで、令和7年度に作成する訓練動画を活用し、実施地区以外の区民にも訓練の内容や成果を共有することで、未参加の地区でも共通の問題意識が形成されたり、総合防災訓練の内容を地域訓練内容に反映したりするなどの効果を促し、総合防災力の強化を図る。	・毎年検証テーマを変更して訓練を実施することで、訓練内容の多様性と新規性を確保する。 ・より多くの区民に訓練の内容や成果を共有するために、前年度に作成した訓練動画を活用していく。	
(9) 令和7年度業務量見込み	(10) 令和8年度業務量見込み	(11) 見直し後の業務量見込み
年間 1,156時間	⇒	年間 1,156時間
⇒	⇒	⇒
会計年度任用職員 0時間		会計年度任用職員 0時間
(12) 改善策に対する評価	総合防災訓練への参加者を増やすため、効果的な広報活動や参加しやすい環境づくりに取り組むこと。その上で、防災アトラクション等の他の防災普及啓発事業を活用し、特に訓練参加が乏しい層への積極的な行動変容を促すこと。 また、動画共有による地区間連携に加え、合同での訓練実施や地区間での相互視察など、直接的な連携の機会を設けることで、区全体の災害対応力の向上につなげる。	

No.	7			
(1) 部局名	地域未来創造部			
(2) 事業名 (取組名)	地域力推進会議			
(3) 選定理由	地域力推進会議は「地域の課題解決」や「魅力ある地域の創造」を目的として実施されており、地域団体をはじめとした多くの関係機関が出席している。 一方で、会議の目的は異なるものの、特に官公署が出席する会議は他部局でも実施しており、出席者に重複がみられる。 本会議の目的を踏まえ、常に官公署に出席を求めることの必要性を検証し、時期に応じて出席を求めるなど、効率的な実施手法を検討されたい。			
(4) 事業目的	区と関係行政機関及び区民活動団体等との連携・協働体制を確立し、地域の課題を解決し、魅力ある地域社会の創造を図る。			
(5) 事業概要	地域力推進会議 年9回開催 (1月、5月、8月を除く) 地域力推進地区委員会 18地区ごとに実施			
(6) これまでの経過と課題	地域力推進会議は、前身である「わがまち大田推進協議会」(平成元年4月～)から、平成21年5月に現在の形式となった。会議委員は、設置要綱で定められており、官公署については、わがまち大田推進協議会発足時から、警察署(大森・蒲田・池上・田園調布)・消防署(第二消防・大森・東調布(以後、田園調布へ)・蒲田・矢口)・水道局・建設局・建設省(以後、国交省へ)が参加している。さらに平成17年度からは東京空港警察が追加となり、また令和5年11月からは下水道局が追加され、計14名となった。 警察署と消防署に関しては、毎月、各担当署から「今月のテーマ」発表をしてもらうことで、地域の方々に対して各事業の普及・啓発を行っている。一方で担当署以外の警察署と消防署、その他の官公署に関しては、多忙な中出席しているにもかかわらず、情報共有されるだけになることも多いことが課題である。 また、上記「今月のテーマ」とは別に「委員による報告」として、各地区連合会長や地域団体の代表者による、各地区・各団体の活動報告やイベント周知などを行う場を設定している。しかし、地域行事の開催のタイミングが合わないことなどにより、地区による報告件数が少ない月があり、本会議の設置目的である「地域の課題解決に関すること」「魅力ある地域の創造に関すること」に関して効果が限定されていることも課題である。 さらに、本会議を開催するためには、地域力推進担当の職員だけでは対応できず、会議の前日と当日には他担当の応援職員も募って実施している。このように会議開催にあたり、職員の事務負担が大きいのも課題である。			
(7) 令和8年度の具体的な改善策		(8) 令和9年度以降の具体的な改善策		
【STEP1】事業の必要性・主体の見直し(事業見直しによる統廃合や縮小、実施主体見直しによる廃止)				
<ul style="list-style-type: none"> ・官公署について、「今月のテーマ」発表を行わない場合は、輪番制の採用も含め、必要に応じた出席の調整を行う。 ・毎年6月の地区による報告の平均件数が唯一1件にも満たない状況となっている。このように効果が限定される月の開催は取りやめるなど、会議のスリム化を図る。 		<ul style="list-style-type: none"> ・委員の声も参考にしながら、会議のスリム化の効果検証を行う。 		
【STEP3】業務改革と執行体制の見直し(DXの推進、人員の戦略的活用、効果的な体制づくり、事業の効率化)				
<ul style="list-style-type: none"> ・「区長あいさつ項目」「今月のテーマ」「委員による報告」の取りまとめを行う際など、必要に応じてLoGoフォームを活用し、事務の効率化を図る。 ・現在、各外部委員に対して、開催通知を紙で郵送しているが、可能な限りメールでの通知とすることで、事務の効率化及びコスト削減を図っていく。 		<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年2月から会議後の紙資料送付を廃止し、区公式ホームページによる資料共有へと変更した。このように課題を把握した際は、都度改善を図っていく。 		
【STEP4】効果を高めるための事業内容の見直し(事業のやり方や内容の変更)				
<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年4月から事業方法を大きく変更し、iPadによる会議資料閲覧の運用を開始した。しかし、各地区連合会長については紙資料配布は継続している。各会長に丁寧に説明し、可能な限り、他の外部委員と同様に紙資料の省略を進める。 ・職員のLoGoフォーム研修への参加を促し、効果的に活用できる人材の育成を図る。 		<ul style="list-style-type: none"> ・各地区連合会長の声も参考にする必要はあるが、可能な限り地域力推進会議のDX推進等の運用について、他会議にも適用させていく。 		
(9) 令和7年度業務量見込み	⇒	(10) 令和8年度業務量見込み	⇒	(11) 見直し後の業務量見込み
年間 630時間		年間 560時間		年間 560時間
会計年度任用職員 0時間		会計年度任用職員 0時間		会計年度任用職員 0時間
(12) 改善策に対する評価	参加者の声を丁寧に聴取した上で、出席者の構成や開催回数の見直し等、継続的な改善を通じてより効果的かつ効率的な会議運営を図ること。			

No.	8			
(1) 部局名	地域未来創造部			
(2) 事業名 (取組名)	個人の学びの充実			
(3) 選定理由	日本語学習支援という切り口において、「個人の学びの充実」(まなびバ)と、同じく地域力推進課の「日本語学習環境の整備」(No.11)、福祉管理課の「中国帰国者等地域生活支援事業」(No.19)で事業内容の一部重複がみられる。事業内容の整理や共同実施・部局間連携によって、より効率的な事業の実施を図れないか検討されたい。 ※本事業については、同じく対象事業として選定した、「日本語学習環境の整備」(No.11)、「中国帰国者等地域生活支援事業」(No.19)と今後のあり方について調整を行った上で見直しを検討されたい。			
(4) 事業目的	・区民の多様なニーズに応える学びの機会の充実 ・ICTの活用等により、ライフステージやライフスタイルに関わらず、学ぶ意欲のある区民誰もが学びやすい環境を整える			
(5) 事業概要	①生涯学習講座 ②まなびバ (日本語読み書き教室) ③生活学校による事業実施 ④ユネスコ活動			
(6) これまでの経過と課題	・社会教育事業である「まなびバ」は、教育委員会の権限に属する事務として補助執行している。 ・この事業は、学校教育を十分に受けられなかった方等の識字を中心とした基礎的な能力を身につけるための人権教育の一環であり、学習権の保障事業である。(教育基本法、教育機会確保法、ユネスコ国際成人教育会議「学習権宣言」等) ・対象を日本語の会話ができる義務教育修了年齢以上の日本人・外国人とし、「読み書きそろばん」と言われる生活の基本として必要な知識やスキルについて、継続的に段階を踏んでいく学習と、参加者同士の学び合いによる運営を行っている。おた国際交流センター (GOCA)所管の「日本語教室」は、日本語会話の習得を主とし、外国人を主な対象にした事業として「国際都市おた多文化共生プラン」に位置付けており、国際都市・多文化共生推進課とは令和4年11月にも、事業のすみわけを確認している。 ・令和6年度実績：年23回開催、受講者数：44人 ・課題は、従事スタッフ、ボランティアの確保・拡充と地域の受け皿となる支援団体作りにある。課題が解消されることで、多様な学習ニーズへの対応が可能になる。同時に事業運営に関わる事務局職員のスマートワークの実現につながる。 ・外国人を対象とし日本語会話の習得や学習機会を増やし様々な学習ニーズに即することを目的とする「日本語学習環境の整備」事業、中国残留邦人等を対象とし日本語能力の習得だけでなく帰国者の生活相談や地域住民との交流による生活支援に重点を置き地域生活を送るうえで必要な支援を行うことを目的とする「中国帰国者等地域生活支援事業」事業とは、対象者や目的が異なっており、各事業における目的や対象者のニーズに沿った事業の実施が不可欠であると考えます。			
(7) 令和8年度の具体的な改善策	(8) 令和9年度以降の具体的な改善策			
【STEP4】 効果を高めるための事業内容の見直し (事業のやり方や内容の変更)				
・まなびバは、参加者自身の主体的な学習を尊重し、専門スタッフとボランティア、職員で運営を行っているが、参加者 (区民) は日本語の読み書きのみならず、生活基盤を支える基礎的な学習として、計算や地域文化理解など多岐に渡る学習内容を必要としている。多岐にわたる学習分野に対応できる人材の発掘・確保として、学校教諭経験者や日本語ボランティア養成講座の修了者、障がい者支援の経験者など関係機関からの情報収集を進める。	・これまで日本語の「国語教育」的な視点が多かったスタッフの指導力向上を図るため、スタッフ、ボランティアの研修を強化し、まなびバの参加者の学習機会の保障のみならず、地域で日常的にも活動できる人材の育成を進める。			
(9) 令和7年度業務量見込み	⇒	(10) 令和8年度業務量見込み	⇒	(11) 見直し後の業務量見込み
年間 1,260時間		年間 1,260時間		年間 1,260時間
会計年度任用職員 360時間		会計年度任用職員 360時間		会計年度任用職員 360時間
(12) 改善策に対する評価	日本語学習支援の各事業の役割分担を明確にし、より効果的な事業となるよう連携・調整を引き続き行うこと。また、事業の特性や目的を十分に考慮しつつ、親和性のある事業との情報交換を適宜行い、それぞれの知見を共有しながら、事業の効果をより一層高めること。			

No.	9			
(1) 部局名	地域未来創造部			
(2) 事業名(取組名)	区民活動支援事業			
(3) 選定理由	<p>セミナーや連続講座は、区民活動団体のスキル向上を目的として実施しているが、参加者数の推移や本事業による効果を分析するなど、本事業の必要性やあり方を検討されたい。</p> <p>必要性があると判断した場合は、さらなる参加者数の増加のため、セミナーや講座の内容を精査するとともに、周知方法や実施方法の改善を検討されたい。</p>			
(4) 事業目的	<p>自立して長期的な活動を行えるように、団体のスキル(組織づくり、組織経営、活動の活性化、情報発信等)を向上させることにより、団体活動の支援をする。</p>			
(5) 事業概要	<p>①セミナー SNS等を活用した情報発信や補助金等の活用法など団体活動に必要な知識を学ぶセミナーの実施</p> <p>②連続講座 活動を継続かつ活性化するための知識・技能を学ぶ講座と団体同士で課題を話し合い、解決のヒントを探るギャザリングの実施。</p>			
(6) これまでの経過と課題	<p>【旧事業 令和6年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区民活動コーディネーター養成講座 講座：全7回(①9/10 ②9/24 ③10/8 ④10/22 ⑤11/16 ⑥11/26 ⑦12/14) 受講者：14人(⑦12/14は講座過去受講者向けの交流会を兼ねて実施。) ・団体自立支援事業 より良い地域社会のための成果をつくり、関わる人の幸せ・成長を生み出す「強くあたたかい組織の作り方」を学ぶ「大田区区民活動コミュニティマネジメント塾」を以下のカリキュラムで実施した。(全5回、参加者13人) ①10/17 強くあたたかい組織の作り方 組織・団体運営術コミュニティマネジメントの基本原則 ②10/24 団体の理念・ビジョンを共有する 共感あふれる組織をつくるコツ ③11/14 新たな仲間を巻き込む 主体的な担い手を増やすポイント・方法 ④11/21 役割と出番をコーディネートする みんなが持ち味を活かして活躍するための運営とは ⑤12/15 最終発表会 講座を通しての学びとネクストアクションを考えよう ・地域コミュニティの担い手不足、つながりの希薄化など区民活動における課題解決のため、上記講座を実施してきたが、各事業の連動性や相乗効果が見込めなかったため、令和7年度より事業統合をして、区民活動支援施設を拠点に実施していくことで講座受講を通じてつながりを生む取組みへと変更した。地域のつながりを生み出していく上でも、本事業の取組みは重要であり、今年度も内容を精査し、連携・協働が生まれる仕組み作りを行っていく。 ・区民活動は活動内容が多岐にわたるため、一律の支援ではなく、それぞれの対象・段階ごとに相談支援や活動基盤強化、組織運営ノウハウ習得等のセミナーや講座の実施、活動が活性化するための伴走支援や連携支援など包括的な支援を行う。 			
(7) 令和8年度の具体的な改善策		(8) 令和9年度以降の具体的な改善策		
【STEP3】業務改革と執行体制の見直し(DXの推進、人員の戦略的活用、効果的な体制づくり、事業の効率化)				
<p>・講座等の申請や実施についてDXを推進し、実績や効果など情報発信を効果的にしていく。</p>				
【STEP4】効果をもとめるための事業内容の見直し(事業のやり方や内容の変更)				
<p>・効果的な講座やセミナーの実施だけでなく、そこを入口として団体と団体、団体と、あらゆる地域コミュニティ、団体と事業者などをつなぐマッチングやコーディネート機能を強化していくことで、団体支援、地域活性化へとつなげる取組みとしていく。【中間支援強化】</p> <p>・コーディネーター養成講座の受講生などを、連携支援や協働事業に活用することにより事業間の連動性や相乗効果を高め、事業効率や成果をより高めていく。</p>		<p>・事業を通じて、中間支援機能を強化していき、地域連携、地域活性を目指す。</p> <p>・事業を通じたできたつながりが、各地域に波及し、学び得たノウハウを生かして自主的な取組みが行われるなどの、地域連携の自走化を目指す。</p>		
(9) 令和7年度業務量見込み	⇒	(10) 令和8年度業務量見込み	⇒	(11) 見直し後の業務量見込み
年間 120時間		年間 100時間		年間 80時間
会計年度任用職員 0時間		会計年度任用職員 0時間		会計年度任用職員 0時間
(12) 改善策に対する評価	<p>ニーズに応じた事業の必要性や支援のあり方を引き続き検討すること。事業継続の場合は、コーディネーター養成講座等の受講生の活用に関する仕組みづくりや成果の見える化を図り、より効果的・効率的な事業となるよう改善を進めること。</p>			

No.	10			
(1) 部局名	地域未来創造部			
(2) 事業名(取組名)	地域力応援基金助成事業			
(3) 選定理由	<p>これまで本助成金を活用した区民活動団体等の活動は、様々な地域課題の解決に寄与してきたと考えられる。今後も、地域課題が多様化・複雑化していくことが見込まれる中、こうした区民活動団体等の活動は重要性が増していくと考えられる。</p> <p>その一方で、本助成金の交付団体数が減少している状況があるため、本助成金のさらなる活用に向けた周知・啓発を検討するとともに、区民活動団体同士の連携を促すための仕組みの構築を検討されたい。</p>			
(4) 事業目的	地域力応援基金を活用し、区民活動団体の事業に対して助成金を交付することにより、大田区区民協働推進条例(平成17年条例第10号)に定める、区民活動団体一層の発展を育成支援するとともに区民活動における協働を推進する。			
(5) 事業概要	<p>①スタートアップ助成、②ステップアップ助成、③チャレンジ助成、④チャレンジプラス助成</p> <ul style="list-style-type: none"> 書類審査及び面接審査で採択団体を決定 事業の経過を把握し助言等を行うための経過観察を実施 中間報告に基づき事業の進捗状況や実施状況の確認 実績報告に基づき事業の実績を確認 			
(6) これまでの経過と課題	<ul style="list-style-type: none"> 本事業は、平成21年から、区民、事業者等の寄付を原資にした基金を活用し、区民活動団体の行う公益的活動を助成してきた。これまでに、助成団体は延べ200団体を超過、区民活動の発展と地域課題の解決に一定程度寄与してきた。 選定理由にある、地区まちづくり活動団体についても、助成対象となる。(区民活動団体として登録が必要) 本助成金は、あらゆる分野の団体が活用することで、区内の多方面の団体支援につながる。 同一内容で、他の制度と重複して助成を受けることはできない。 これまでの助成団体の現状把握を行い、地域課題の再抽出・整理をしていくことが必要である。 区民協働事業の見直しとあわせて、助成団体の活用を検討し、連携・協働を生み出す流れを構築する。 			
(7) 令和8年度の具体的な改善策		(8) 令和9年度以降の具体的な改善策		
【STEP3】業務改革と執行体制の見直し(DXの推進、人員の戦略的活用、効果的な体制づくり、事業の効率化)				
		<ul style="list-style-type: none"> 取組みの効果検証を行い、適宜修正を加えながら、継続的に改善に取り組む。 		
【STEP4】効果を高めるための事業内容の見直し(事業のやり方や内容の変更)				
<ul style="list-style-type: none"> 助成金の仕組みや説明会などの情報発信の方法や内容の見直しを行う。(対象団体が広範囲であることをわかりやすく伝える工夫) 助成金採択団体やその他団体などの連携・協働を生み出す場づくりを、区民活動支援施設が持つ中間支援機能を活用して行っていく。 基金の実施手法等の検討は引き続き区民協働推進会議を中心に検討していく。 助成内容や募集説明会等について区民活動支援施設(中間支援組織)を活用して、団体に対しより細かな説明や情報発信ができるよう連携を行っていく。 		<ul style="list-style-type: none"> 事業実施後の効果検証を行い、適宜修正を加えながら、継続的に改善に取り組む。 基金の実施手法等の検討は引き続き区民協働推進会議を中心に検討していく。 		
(9) 令和7年度業務量見込み	⇒	(10) 令和8年度業務量見込み	⇒	(11) 見直し後の業務量見込み
年間 500時間		年間 450時間		年間 400時間
会計年度任用職員 0時間		会計年度任用職員 0時間		会計年度任用職員 0時間
(12) 改善策に対する評価	<p>助成金の活用事例や成功事例などの情報がより多くの区民活動団体に確実に伝わるよう、効果的な周知・啓発策を検討し、交付団体数を増加させること。また、親和性の高い団体間の連携を促す仕組みを構築するなど、さらなる地域の活性化につながる仕組みを検討すること。</p>			

No.	11	
(1) 部局名	地域未来創造部	
(2) 事業名(取組名)	日本語学習環境の整備	
(3) 選定理由	日本語学習支援という切り口において、地域力推進課の「個人の学びの充実」(No.8)と「日本語学習環境の整備」(No.11)、福祉管理課の「中国帰国者等地域生活支援事業」(No.19)で事業内容の一部重複がみられる。事業内容の整理や共同実施・部局間連携によって、より効率的な事業の実施を図れないか検討されたい。 また、外郭団体等の機動性を活かす観点から、国際都市おおた協会への移管を検討されたい。 ※本事業については、同じく対象事業として選定した、「個人の学びの充実」(No.8)、「中国帰国者等地域生活支援事業」(No.19)と今後のあり方について調整を行った上で見直しを検討されたい。	
(4) 事業目的	多様性・包摂性のある地域づくりの土台となるコミュニケーションを支援するため、外国人区民の様々な学習ニーズに即した日本語教室を開催し、習得レベルに合わせた日本語学習を支援する。	
(5) 事業概要	①初級日本語講座 ひらがなとカタカナの読み書き、簡単な日常会話など、生活上の基本的な日本語を学ぶ講座 ②学校プリントを読む 外国人の保護者を対象に、学校プリントを読むコツや学校特有の単語の意味等を学ぶための講座 ③おおたこども日本語教室 未就学・不就学のこどもを対象とした、小中学校へのスムーズな就学をサポートする講座	
(6) これまでの経過と課題	【実績】 ①初級日本語講座 令和2年度 2期 16回 受講者数 21人 令和3年度 2期 16回 受講者数 24人 令和4年度 2期 17回 受講者数 35人 令和5年度 3期 30回 受講者数 46人 令和6年度 3期 36回 受講者数 57人 ②学校プリントを読む 令和2年度 1講座 5回 受講者数 16人 令和3年度 1講座 5回 受講者数 5人 令和4年度 1講座 5回 受講者数 12人 令和5年度 1講座 5回 受講者数 12人 令和6年度 1講座 5回 受講者数 10人 ③おおたこども日本語教室 令和2年度 1講座 受講者数 41人 令和3年度 1講座 受講者数 35人 令和4年度 1講座 受講者数 92人 令和5年度 1講座 受講者数 103人 令和6年度 1講座 受講者数 119人 【課題】 外国人区民の増加に伴い、年々受講希望者が増加している。特におおたこども日本語教室については、定員に對し待機者が出ている状況。学齢期のこどもの日本語教育について、教育委員会、地域日本語教室等を含めた体制の整備、それぞれの役割分担の明確化が必要。 「まなびバ」事業は学校教育を十分に受けられなかった方等の識字を中心とした基礎的な能力を身につけるための人権教育の一環として行われている。また、「中国帰国者等地域生活支援事業」事業とは中国残留邦人等を対象とし日本語能力の習得だけでなく帰国者の生活相談や地域住民との交流による生活支援に重点を置き地域生活を送るうえで必要な支援を行うことを目的としている。これらのことから本事業は、対象者や目的が異なっており事業の統合や移管等は困難と考える。	
(7) 令和8年度の具体的な改善策	(8) 令和9年度以降の具体的な改善策	
【STEP3】業務改革と執行体制の見直し(DXの推進、人員の戦略的活用、効果的な体制づくり、事業の効率化)		
必要に応じて、オンライン講座の開催も適宜、検討する。		
【STEP4】効果をもとめるための事業内容の見直し(事業のやり方や内容の変更)		
令和4年に地域力推進課生涯学習担当が実施する「まなびバ」と協会事業について、対象・目的・内容に重複がないことを確認している。令和8年度は、特に需要が増加しているこども日本語教室について、教育委員会等との役割分担を明確にしたうえで、区全体として小中学校へのスムーズな就学をサポートできる環境を整える。	区に関わるべき初期段階の日本語教育について、目指すレベル等あり方を部局を超えて検討するとともに、ニーズを把握したうえで、適正な枠を確保していく。	
(9) 令和7年度業務量見込み	(10) 令和8年度業務量見込み	(11) 見直し後の業務量見込み
年間 300時間	⇒ 年間 300時間	⇒ 年間 300時間
会計年度任用職員 0時間	⇒ 会計年度任用職員 0時間	⇒ 会計年度任用職員 0時間
(12) 改善策に対する評価	日本語学習支援の各事業の役割分担を明確にし、より効果的な事業となるよう連携・調整を引き続き行うこと。また、事業の特性や目的を十分に考慮しつつ、親和性のある事業との情報交換を適宜行い、それぞれの知見を共有しながら、事業の効果をより一層高めること。	

No.	12	
(1) 部局名	地域未来創造部	
(2) 事業名（取組名）	国際交流団体の支援	
(3) 選定理由	区では、国際交流団体の活動支援として、ボランティア日本語教室の活動支援、国際交流団体連絡会の開催や「OTAふれあいフェスタ」出展支援などを実施している。これらの取組は、団体間のつながりづくりや活動の後押しとなっている一方で、事業の開始から一定程度の年数が経過しており、現在の役割や支援のあり方について整理する必要がある。 事業の目的と現時点での役割を明確にした上で、区が主体となって実施することの必要性について検証し、実施主体の見直しを検討されたい。その際は、支援団体の自立的運営の可能性や外郭団体等への移管も視野に入れて検討されたい。	
(4) 事業目的	区内で活躍する国際交流団体を支援するとともに、各団体間の連携を深める場として連絡会を開催し、情報及び意見交換を行う。	
(5) 事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ◆国際交流団体の活動支援 ・おおた国際交流センター（Minto Ota）内会議室（減免適用）や付帯設備の貸し出し ・「OTAふれあいフェスタ」（国際交流ひろば）への出展支援 ・その他個別具体的な相談への対応 ◆国際交流団体との連携・連絡会の開催 ・国際交流団体連絡会の開催（年1回程度） ◆ボランティア日本語教室の活動支援 ・おおた国際交流センター（Minto Ota）内会議室（減免適用）や付帯設備の貸し出し ・団体活動で使用する日本語教室用教材として、団体が希望する図書の貸し出し ・「OTAふれあいフェスタ」（国際交流ひろば）への出展支援 ・その他個別具体的な相談への対応 	
(6) これまでの経過と課題	<p>国際交流団体（45団体）の支援は、日本語教育環境の維持継続や団体活動の活性化を目的に、活動場所の提供（Minto Ota（蒲田）および山王会館（大森）、イベントへの出展支援）、活動費用の支援（減免適用、図書教材の貸与）、団体の広報、団体間の連携・協働の促進といった役割を担い、地域における多文化共生の推進に一定程度寄与してきたものと考えられる。</p> <p>また、国際交流団体実態調査を実施する（実績：令和7年度、令和4年度）ことで、団体の現状や課題を把握し、必要に応じて支援内容の検討も行っている。</p> <p>しかし、団体の中には、担い手不足により安定的な活動が困難なケースも散見される。このような課題に対し、区が、国際交流団体間の悩みを共有し解決に向けた情報交換の場を設定するとともに、区民活動団体との連携等を通じて主体的に支援することで、地域における人的リソースの発掘につながるなどが見込まれる。さらに団体の多くは、志を共にするボランティアによって構成されており、運営経費についても教材費など実費相当の参加費で賄うなど金銭的余裕がない団体も見受けられる。このため、区による一定の経済支援は必要である。</p> <p>なお、国際交流団体はMinto Otaの利用団体であり、区の多文化共生施策のパートナーとしての位置付けも認められる。さらに、OTAふれあいフェスタの事業への参加促進等、所管課との庁内調整は区が行うことで効率性を高めるとともに、協会の機動性を活かすところでもある。このことから、団体支援の取組については、区が担うことが望ましいと考える。</p>	
(7) 令和8年度の具体的な改善策	(8) 令和9年度以降の具体的な改善策	
【STEP3】 業務改革と執行体制の見直し（DXの推進、人員の戦略的活用、効果的な体制づくり、事業の効率化）		
	隔年で実施する国際交流団体実態調査をLoGoフォームで行うことで、集計作業の省力化、事務作業の効率化を図る。	
【STEP4】 効果を高めるための事業内容の見直し（事業のやり方や内容の変更）		
<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度の国際交流団体実態調査の結果等を踏まえて、支援内容の検討を行う。 ・区民活動団体をはじめとする地域で活躍する団体等に向けて、国際交流団体の活動や区の多文化共生事業について周知を行い、潜在的な人材の発掘につなげる。 ・公的機関のほか民間団体の助成金等や、運営の担い手のスキルアップに向けた研修などの情報について、適宜、国際交流団体に情報提供を行う。 	左記に同じ。	
(9) 令和7年度業務量見込み	(10) 令和8年度業務量見込み	(11) 見直し後の業務量見込み
年間 170時間	⇒ 年間 170時間	⇒ 年間 170時間
会計年度任用職員 0時間	⇒ 会計年度任用職員 0時間	⇒ 会計年度任用職員 0時間
(12) 改善策に対する評価	実施した調査結果を踏まえ、支援を受けている団体の自立的運営を促進するための具体的な方策を検討すること。また、区が主体となって実施することの必要性については、外郭団体等への事業移管の可能性など、様々な要素を踏まえて引き続き検討すること。その上で、必要に応じて区の役割や支援策の見直しを行うこと。	

No.	13	
(1) 部局名	地域未来創造部	
(2) 事業名(取組名)	ビーチスポーツ教室、ビーチバレー場無料開放DAY	
(3) 選定理由	<p>本事業は、スポーツ実施率の向上を目的として実施し、現在は(公財)大田区スポーツ協会への委託により運営している。これまでの取組が目的達成にどの程度寄与しているかについて、効果検証により事業の有効性を示す必要がある。また、今後の展開に当たっては、目的との整合性や実施手法の最適化が求められる。</p> <p>本事業の目的に対する有効性を検証し、継続的なスポーツ実施や習慣化につながるような仕組みを検討されたい。</p> <p>また、スポーツ分野の専門性や現場運営能力を踏まえ、現在の委託先である(公財)大田区スポーツ協会への移管を視野に入れ、より効果的・効率的な実施体制を構築することができないか、検討されたい。</p>	
(4) 事業目的	大森ふるさとの浜辺公園を中心にスポーツ施設や公園が集積し、多くのスポーツが楽しめるエリアを、「スポーツ健康都市おおた」を象徴するエリアとしてPRし、区民のスポーツへのきっかけづくりや健康維持増進を図る。	
(5) 事業概要	<p>①ビーチスポーツ教室(ビーチヨガ)</p> <p>大森ふるさとの浜辺公園の浜辺エリアにおいてレジャー感覚で体験できるビーチヨガを開催する。</p> <p>②ビーチバレー場無料開放DAY</p> <p>同公園のビーチバレー場を無料開放し、初めての方でもビーチバレーやビーチテニス等を楽しむことができる無料開放DAYを開催する。</p>	
(6) これまでの経過と課題	<p>本事業は、都内初の公設常設ビーチバレー場「大森ふるさとの浜辺公園ビーチバレー場」を活かしたビーチスポーツの振興とその会場をPRする目的で実施してきた。認知度も上がり、令和元年度の当該ビーチバレー場の土日利用率は69.4%だったが、令和6年度には76.2%と上昇した。同じ平日利用率は22.3%から27.1%へと上昇した。また、本事業を含む様々なスポーツ施策を推進した結果、区民の週1回以上のスポーツ実施率は、令和元年度の64.7%から、令和6年度には66.5%へと上昇した。</p> <p>当該ビーチバレー場は、本年11月開催の東京2025デフリンピック大会のビーチバレー競技の実施会場に選定され、区内外での更なる認知度の上昇が見込まれ、今後より一層ニーズが高まっていくものと思われる。</p> <p>スポーツ実施率の底上げのためにも、より一層の事業効果の向上を目指し、検証を実施する。</p> <p>本事業により、ビーチバレー場のみならず、大森ふるさとの浜辺公園エリアに区民を誘導し大田区の魅力を感じてもらうことにもつながっている。今後も都内のビーチスポーツをリードする施設として、区内外からビーチスポーツを呼び込み、区民の「する」スポーツ、「みる」スポーツを支援し、本事業のより効果的な実施を通じて継続的なスポーツ実施や習慣化につなげていく。</p> <p>将来的に外郭団体への移管を視野に検討するが、現在区が行っている業務を移し、外郭団体の事業として自立・充実したものとするためには、外郭団体への予算増及び業務量が増えることによる人員配置などが必要と考える。また、移管に際しては、現在、本事業の実施結果・効果検証などが十分に行われているとは言えないため、実施結果についてフィードバックを行い、より本事業の目的に沿った実施方法を検討することが必要と考える。その際、本来のスポーツ振興の目的のみならず、「ビーチのあるまち」としてのエリアプロモーションや区民に地域の豊かさを実感してもらうなどのイベント効果も含めて、実施内容・方法の検討が必要と考える。</p>	
(7) 令和8年度の具体的な改善策	(8) 令和9年度以降の具体的な改善策	
【STEP1】事業の必要性・主体の見直し(事業見直しによる統廃合、実施主体見直しによる廃止)		
外郭団体へ移管を視野に委託を継続	外郭団体への移管について検討・実施(時期は要検討)	
【STEP4】効果を高めるための事業内容の見直し(事業のやり方や内容の変更)		
参加者に対してSNSでの情報発信を促すとともに、区の情報誌を活用して事業の周知を図るなど、より広く事業が認知されるような取組を実施し、効果の検証及び次年度以降の事業への反映を行う。	民間ビーチバレーイベントなどの積極的誘致及び連携	
(9) 令和7年度業務量見込み	(10) 令和8年度業務量見込み	(11) 見直し後の業務量見込み
年間 150時間	⇒ 年間 150時間	⇒ 年間 30時間
会計年度任用職員 0時間	⇒ 会計年度任用職員 0時間	⇒ 会計年度任用職員 0時間
(12) 改善策に対する評価	<p>事業の効果を客観的に評価する仕組みを早急に構築すること。</p> <p>外郭団体等への事業移管に向けて、段階的な移管のプロセスや移管を実行するロードマップを策定し、移管に向けた調整を進めること。また、移管後の区の体制や支援策、新たな役割を明確にすること。</p>	

No.	14	
(1) 部局名	地域未来創造部	
(2) 事業名(取組名)	スポーツ情報紙「SPOOTA！」	
(3) 選定理由	<p>本事業では、ヨガやエクササイズなどの情報をSNS等を通じて発信しているが、類似の内容が民間事業者や個人によって広く発信されており、民間のサービスと競合していることを踏まえ、行政が担う必要性を検討されたい。</p> <p>また、必要性があると判断した場合は、「スポーツ健康都市」として区民の健康増進やスポーツ実施率の向上などに資する情報の発信に当たって、従来の紙媒体での発信を見直し、LINEやSNSなどに一本化するなど効率的な手法を検討されたい。</p> <p>あわせて、より効率的な手法として、外郭団体等へ移管することにより、その柔軟性や機動力を活かすことができないか検討されたい。</p>	
(4) 事業目的	スポーツ実施率が低い20代～40代をメインターゲットに、自宅や職場で気軽にできる体操・ストレッチ等を紹介する情報紙の発行及び動画の配信を行い、スポーツ実施率向上を図る。	
(5) 事業概要	<p>【冊子】</p> <p>年間4回発行しており、区内の駅で配布するなど区民の目に付きやすい場所へ設置したり、公民連携による商業施設等でのイベントでも配布をしている。また、運動紹介以外にもスポーツへの興味や関心を高めるため、区にゆかりのあるアスリートやスポーツイベントなどの最新情報を発信。そのほかにも、食や健康などを絡めた記事を掲載している。</p> <p>【動画】</p> <p>20代～40代の女性をメインターゲットとしていることから、冊子だけでなく動画でも同様の運動を紹介しており、またInstagram等のSNSを活用しながら配信を行っている。</p>	
(6) これまでの経過と課題	<p>Instagram「SPOOTA！」の平均動画再生回数は約1万回（フォロワー数は約1,900）であり、YouTube「大田区公式チャンネル」の平均動画再生回数約500回と比べても非常に多くの方に視聴されている。以下の点から、行政がスポーツ情報誌を発行する意義・必要性がある。</p> <p>公平性と中立性：情報の信頼性や安心感、特定の団体や企業に偏らない公平な情報提供が可能。区内スポーツの振興：地域に密着した小規模なスポーツ団体・イベントなど、民間メディアでは取り上げられにくい情報を発信できる。長期的視点：短期的な収益にとらわれず、「大田区スポーツ推進計画」に沿った長期的な情報発信が可能。シティブロモーション：大田区の特長や資源を活かしながら、スポーツを通じて区の魅力を発信し、地域活性化につなげることができる。スポーツを地域の文化、産業などと結びつけ、取組みとして展開することができる。</p> <p>本情報誌は、主なターゲット層であるスポーツに関心の低い区民等に関心を持たせる入口であるとともに、継続して購読している読者に対して、スポーツを継続して実施するモチベーションを4半期ごとに刺激する役割も担っている。動画についても、大田区発信の動画として定着が広がっており、スポーツ実施率の底上げに大きく貢献していると考えているが、実際に行動変容・意識変容につなげることができたかどうかの把握が不十分であるという現状がある。そのため、毎号取っている読者アンケートなどを活用し、実際に本情報誌や動画をきっかけとし、運動・スポーツを始めたなど、行動・意識変容につなげた割合を把握する方策を図る。目標値として、「SPOOTA！」をきっかけとして運動・スポーツを始めた割合と、既に週1回以上スポーツを実施している人に対する運動・スポーツを継続するモチベーションにつなげた割合の合計約6割をめざす。事業の継続・内容などについては、当該効果検証を踏まえ、今後検討する。将来的に外郭団体への移管も視野に入れる。また、スポーツ推進課のスポーツイベント参加者アンケートなどにおいても、大田区報・チラシ・ポスターなど紙媒体で知ったという割合が、SNSよりも圧倒的に多く、依然として紙媒体は区民にとって有効な情報媒体となっている。本事業では情報発信をLINEなどに絞る効率化が必ずしも有効とは言えない。配架場所を児童館・子育てカフェなどターゲット層が多くいる場所に配架し、より効率的に多くの人に手に取ってもらえるような表紙・レイアウトするなど戦略的に工夫し、効果につなげる。</p>	
(7) 令和8年度の具体的な改善策	(8) 令和9年度以降の具体的な改善策	
【STEP1】 事業の必要性・主体の見直し（事業見直しによる統廃合、実施主体見直しによる廃止）		
	外郭団体への移管検討	
【STEP4】 効果を高めるための事業内容の見直し（事業のやり方や内容の変更）		
エクササイズ情報などだけでなく、区のスポーツイベント情報、スポーツ団体などをリンクさせ紹介を工夫し、スポーツ全般への興味・関心につなげる。スポーツに関心が低い層にも読んでもらえるよう、紙面にエンターテインメント情報などを含める。購読層の行動変容や意識変容を踏まえた上での内容構成等を検討する。	社会情勢、変化する区民のニーズなどを的確に把握し、紙媒体の存在意義も検証しながら区民に信頼され愛される、より効果的な情報発信を行う。	
(9) 令和7年度業務量見込み	(10) 令和8年度業務量見込み	(11) 見直し後の業務量見込み
年間 400時間	⇒ 年間 400時間	⇒ 年間 300時間
会計年度任用職員 0時間	⇒ 会計年度任用職員 0時間	⇒ 会計年度任用職員 0時間
(12) 改善策に対する評価	区民にとって有効なスポーツの情報源となっておらず、また事業目的であるスポーツ実施率向上への寄与度も不透明である状況から、本事業の必要性について廃止を視野に入れて改めて検討すること。	

No.	15			
(1) 部局名	区民部			
(2) 事業名(取組名)	葬祭費負担金 上乗せ(2万円)分			
(3) 選定理由	本事業は、申請件数が例年5,000件程度であるが、オンライン申請等の導入によって「行かない窓口」の実現に寄与し、区民の利便性の向上と事務の効率化が図れる余地がないか検討されたい。			
(4) 事業目的	大田区において後期高齢者医療の被保険者が死亡した際に、当該被保険者の葬祭を行う者に対して葬祭給付金2万円を付加支給することにより、葬祭者の経済的負担の軽減を図り、もって区民福祉の向上に寄与するため。			
(5) 事業概要	当該被保険者の葬祭を行った日の翌日から起算して2年以内に葬祭費支給申請請求を申請があった場合、申請内容を審査し、葬祭費等の支給が適当と認めるときは、当該申請者の指定する金融機関への口座振込みの方法により支給する。 葬祭費負担金7万円のうち5万円は東京都後期高齢者医療広域連合が負担し、残り2万円は区が負担する。			
(6) これまでの経過と課題	<p>①見直し対象事業として選定された理由に関するこれまでの経過 申請は死亡に関する遺族手続きの一環として、窓口または郵送で受け付けている。申請期限は葬祭の翌日から2年であり、一定期間経過しても申請がない方については、死亡届提出の約2か月後に申請勧奨通知を送付する等申請漏れのないよう案内を行っている。オンライン申請導入の検討も行ったが、令和6年度の検討では目に見える利便性向上と業務効率化は見込めないとして導入を見送った。</p> <p>②見直し対象事業として選定された理由に関する実績 来庁相談・電話相談で詳細を把握しながら申請受付を行っている。</p> <p>③見直し対象事業として選定された理由に関する課題 葬儀の形態や葬儀に関する遺族間の調整等の事前確認なく受け付けることによるトラブル増加 死亡時に葬祭費とともに案内が必要な手続きに、「高額療養費(相続)」があるが、広域連合事務のため、オンライン申請の対象にできない。葬祭費のみオンライン化しても死亡時の一連の手続きのワンストップ化が現状では見込めない。 誤った申請・複数回申請防止のため、丁寧な状況の聴取が必要。 申請者の年齢層を勘案すると、申請手続き方法(アップロード方法等の技術的な質問)に関する問い合わせの増加が予想される。</p>			
(7) 令和8年度の具体的な改善策		(8) 令和9年度以降の具体的な改善策		
【STEP3】業務改革と執行体制の見直し(DXの推進、人員の戦略的活用、効果的な体制づくり、事業の効率化)				
利便性向上を図るため、申請書様式等をホームページに掲載する。ホームページ上で申請書式や必要書類一覧を確認できるようにし、申請者は必要に応じて電話にて説明を受けることで、申請をスムーズに行うことができるよう改善する。また、広域連合のオンライン申請検討状況を注視するとともに、先行導入自治体へのヒアリングを実施、オンライン申請導入の検討を開始する。		DXを推進するための課内協力体制を強化し、令和8年度の検討実績を踏まえ、更なる調査を進める。国が進めるシステム標準化やDX推進計画における完全オンライン化等の進捗を見据えつつ、当面はオンライン申請プラットフォーム(LoGoフォーム、マイボ-カ等)を活用し、利便性の向上を図る。なお、プラットフォーム導入に際しては、区としての統一性も考慮する。		
(9) 令和7年度業務量見込み	⇒	(10) 令和8年度業務量見込み	⇒	(11) 見直し後の業務量見込み
年間 750時間		年間 750時間		年間 675時間
会計年度任用職員 0時間		会計年度任用職員 0時間		会計年度任用職員 0時間
(12) 改善策に対する評価	区民の安全・安心を担保し、区民サービスを高めることを第一に考え、現状の方法にとらわれず、考えうる手段について検討すること。 引き続き、オンライン申請の導入が可能であるか検討を進めること。			

No.	16			
(1) 部局名	産業経済部			
(2) 事業名 (取組名)	大田区観光紹介用パンフレット			
(3) 選定理由	区は、グルメや歴史等様々な魅力を紹介する「大田区公式観光ガイド (日・英)」、外国人来訪者向けの「大田区観光ガイドマップ (英)」の2種類のパンフレットを作成し、(一社)大田観光協会が「蒲田ガイド」や「銭湯マップ」等、地域やテーマを絞ったものを複数作成している。大田区観光ガイドマップ等について、「ユニークおおた」や大田観光協会公式サイト「TOKYO大田ナビ」等の活用で代替することはできないか検討されたい。上記サイト等での代替が難しいようであれば、区が作成しているパンフレットについて、大田観光協会に事業移管することで、広報物作成主体の統一化を図り、観光案内の効率化を検討されたい。※本事業については、同じく対象事業として選定された「MICE推進事業」(No.17)及び令和6年度対象事業「シティブロモーション専用サイトでの情報発信」と調整を行った上で検討されたい。			
(4) 事業目的	区民及び区内滞在者に対し区内の魅力を発信し、区内回遊及び区内消費拡大を促進する。			
(5) 事業概要	観光紹介用パンフレットに係る制作経費 大田区観光ガイドマップ (英) と大田区公式観光ガイド (日・英) は区にて発行、テーマ別や時限的なパンフレットは大田観光協会にて発行している。 産業振興課発行物 ・大田区観光ガイドマップ (英) ・大田区公式観光ガイド (日・英) 主な配架先 大田区観光情報センター、羽田空港第3ターミナル観光情報コーナー、羽田空港第2ターミナルウェルカムセンター、池上駅観光情報コーナー、ウェルカムスポット登録施設、JNTO (日本政府観光局)			
(6) これまでの経過と課題	【経緯・実績】 ・区 (観光担当) では、過去、最多で6言語 (英・日・韓・簡・繁・タイ) / 計20種類程度の紙媒体を作成、配布してきた。 ・令和7年に至るまでに、大田観光協会への事業移管や大田観光協会ホームページ上でのデジタルパンフレットギャラリーの公開等、観光担当の紙媒体作成は縮小する方向で事業見直しを行ってきた。現在増刷を継続している紙媒体は「大田区公式観光ガイド (日・英)」、「大田区観光ガイドマップ (英)」の計3種類である。 ・大田区公式観光ガイドについては、令和5年にリニューアルを行い、来賓や視察者等への配布を主としてきたものから、旅行者向けに大田区の魅力を発信することを主とした媒体へと刷新した経緯がある。 ・令和6年度における配布実績は、大田区公式観光ガイド (日) 約25,000部、(英) 約15,000部、「大田区観光ガイドマップ (英)」約10,000部である。 ・ウェルカムスポットや観光情報コーナー等における旅行者 (デジタルに不慣れな高齢者含む) に対する訴求、各種イベント出展等において、紙媒体の発行は一定程度必要であると判断している。 【課題】 ・観光広報物の作成主体が複数あること ・物価高騰等の影響による印刷経費の増			
(7) 令和8年度の具体的な改善策		(8) 令和9年度以降の具体的な改善策		
【STEP1】 事業の必要性・主体の見直し (事業見直しによる統廃合、実施主体見直しによる廃止)				
・大田観光協会において、日本語の紙媒体は複数制作されているため、大田区公式ガイド (日) の発行については、令和7年度末を以って廃止する。				
【STEP2】 実施手法の見直し (民間や外郭団体等を活用した委託、公民連携の推進)				
・「大田区公式観光ガイド (英)」、「大田区観光ガイドマップ (英)」は発行を継続するが、大田観光協会事業への転換について調整・検討を進める。		・大田観光協会を発行主とする英語版ガイドが発行される状況に至った段階で、区が主となる観光関連紙媒体の発行を終了する。		
(9) 令和7年度業務量見込み	⇒	(10) 令和8年度業務量見込み	⇒	(11) 見直し後の業務量見込み
年間 50時間		年間 30時間		年間 0時間
会計年度任用職員 5時間		会計年度任用職員 5時間		会計年度任用職員 0時間
(12) 改善策に対する評価	日本語版の廃止に伴い区民サービスの低下とならないよう、大田観光協会と調整を行うこと。「大田区公式観光ガイド (英)」、「大田区観光ガイドマップ (英)」については、大田観光協会と調整し、移管に向けたロードマップを作成するとともに、紙面のデジタル化も検討すること。			

No.	17	
(1) 部局名	産業経済部	
(2) 事業名(取組名)	MICE推進事業	
(3) 選定理由	MICE専用サイト「OTA MICE GUIDE」はMICE主催者に向けたものであるが、MICE開催支援助成金も廃止となったことから、MICE会場施設や年数件のMICE開催事例を除いたコンテンツについては、グルメやお土産等の紹介となっている。 MICE会場等施設含め、区のごみや土産等のコンテンツについて紹介している「ユニークおた」や大田観光協会公式サイト「TOKYO大田ナビ」等に統一し、事業の整理とともに効果的な発信を検討されたい。 ※本事業については、同じく対象事業として選定された「大田区観光紹介用パンフレット」(No.16)及び令和6年度対象事業「シティプロモーション専用サイトでの情報発信」と調整を行った上で検討されたい。	
(4) 事業目的	区内でのMICE開催により、区内経済活性化、産業力の強化、区の認知度向上を図りながら更なる誘致につなげる。	
(5) 事業概要	区内における地域経済の活性化、シティセールス、観光・国際交流、文化、スポーツ、産業振興等を図ることを目的とし、中小規模の多様な会議を始めとした誘致を行い、来場者の区内回遊促進に伴う地域経済の活性化にもつなげる。	
(6) これまでの経過と課題	<p>【経過・実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度、「大田区におけるMICE誘致の戦略とあり方」が策定された。 MICE誘致に関する補助金制度を令和元年度に創設し、令和6年度までに9件の誘致につながったが、利用率が低く、令和6年度を以って終了した。 令和3年度、(公財)大田区産業振興協会がメディカルMICE事業を実施、専用サイト「ウエルカムOTA」が設置された。当該サイトが観光課へ移管され、より多くの対象をターゲットにしたMICE誘致の専用サイトとして現行サイトの運用となった。令和6年のアクセス実績は、24,937PV(16,256ユーザ)となっている。 なお、令和4年に信金中央金庫主催の「SCBふるさと応援団寄附事業」から1,000万円の寄付金があり、本サイト運営費にあてられた。 「OTA! いちおしグルメ」(平成22年から令和元年末まで)、「大田のお土産100選」(平成28年から令和元年末まで)について、令和5年度末に大田区産業振興協会から産業振興課へ事業移管となり、「OTA MICE GUIDE」内にWEBページを掲載し、会場紹介と連動して訴求を行っている。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 区は民間企業の施設活用状況を把握する立場にない。 MICE推進はMICE施設等を中心とした民間企業、地域が主体となるDMO(観光地域づくり法人)等が主体となり実施されるべきだが、区内には存在しない。 	
(7) 令和8年度の具体的な改善策	(8) 令和9年度以降の具体的な改善策	
【STEP1】 事業の必要性・主体の見直し(事業見直しによる統廃合、実施主体見直しによる廃止)		
<ul style="list-style-type: none"> 「OTA MICE GUIDE」サイトについては、情報が施設・店舗紹介に留まるため廃止する。 各施設情報、「OTA! いちおしグルメ」、「大田のお土産100選」については、大田区公式ホームページ内、MICEページ等を作成し情報掲載する。 その他各個店情報は他団体サイトに情報があるため、区でのPRは終了する。 		
【STEP2】 実施手法の見直し(民間や外郭団体等を活用した委託、公民連携の推進)		
<ul style="list-style-type: none"> 外郭団体、民間施設等がMICEを推進するDMO(観光地域づくり法人)等を設立する際には、積極的な側面支援を検討していく。 		
(9) 令和7年度業務量見込み	(10) 令和8年度業務量見込み	(11) 見直し後の業務量見込み
年間 50時間	⇒ 年間 25時間	⇒ 年間 25時間
会計年度任用職員 0時間	⇒ 会計年度任用職員 0時間	⇒ 会計年度任用職員 0時間
(12) 改善策に対する評価	「OTA MICE GUIDE」サイトの廃止に向けての調整・周知は丁寧に行うとともに、運用廃止後は、大田区公式ホームページ内にMICEページ等を作成し、積極的に各施設情報や、「大田のお土産100選」等について情報発信を行うこと。	

No.	18			
(1) 部局名	福祉部			
(2) 事業名(取組名)	職員人件費			
(3) 選定理由	<p>地域課題が複雑化・多様化することで、社会福祉協議会の果たす役割は大きくなっており、運営経費も増加傾向にある。社会福祉協議会はコーディネート機能を重点化し、啓発活動等は地域団体や企業CSRとの連携を検討できないか。</p> <p>また、東京都社会福祉協議会の受託事業として緊急小口資金を実施していることを踏まえ、類似事業と考えられる貸付金事業(応急小口資金)は社会福祉協議会に一元化するなど、外郭団体等とより一層の連携を図る観点から、計画的な事業移管も見据えて事業主体の整理を検討されたい。</p>			
(4) 事業目的	大田区社会福祉協議会が持続可能な法人運営体制を築き、継続的に専門性を発揮できるよう支援するため、社会福祉法人社会福祉協議会に対する助成に関する条例に基づき人件費等を交付する。			
(5) 事業概要	福祉活動を推進する各団体の中核的存在である大田区社会福祉協議会に人件費、事務費、事業費の助成を行う。			
(6) これまでの経過と課題	<p>大田区社会福祉協議会に配置している地域福祉コーディネーターは、既存の地域ネットワークとNPOや企業等の多様な主体のつなぎ役として重要な役割を担っている。令和7年度には係長1名と13名の地域福祉コーディネーターが配置されており、区の派遣職員2名を合わせて16名が重層的支援体制整備事業に従事している。引き続き、区と連携しながら複雑化・多様化する地域課題の解消に取り組んでいく。</p> <p>また、区は大田区社会福祉協議会の法人運営体制及び財務基盤の確立を目指し、補助事業の一部を見直し、委託事業への整理に取り組んできた。補助金の支出を抑えつつ収益を増加することで、法人の財務基盤を強化し、自立性の向上を図ることができた。</p> <p>【貸付事業(応急小口資金)の見直しについて】</p> <p>1 実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間の貸付件数は10～20件で推移している。令和4年度は11件、令和5年度は24件、令和6年度は6件となった。 ・年間の相談件数は100～200件で推移している。相談件数に対しての貸付割合は6～10%となっている。 <p>2 課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応急小口資金の貸付要件は社会福祉協議会の生活福祉資金や緊急小口資金と内容が重複している部分がある。 ・収入基準や貸付理由に該当していないことから断る例が多く、相談件数に対して貸付件数が少ない。 ・応急小口資金の貸付要件を満たしていない方を社会福祉協議会につなぐことも度々ある。 			
(7) 令和8年度の具体的な改善策	(8) 令和9年度以降の具体的な改善策			
【STEP1】事業の必要性・主体の見直し(事業見直しによる統廃合、実施主体見直しによる廃止)				
<p>【貸付事業(応急小口資金)の見直しについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応急小口資金制度の見直しの検討を実施し、課題等の整理を行う。 	<p>【貸付事業(応急小口資金)の見直しについて】</p> <p>令和8年度の検討をふまえ、対応の要否を見極める。</p>			
【STEP3】業務改革と執行体制の見直し(DXの推進、人員の戦略的活用、効果的な体制づくり、事業の効率化)				
<p>補助事業と委託事業の整理や経営状況の分析など、団体の独立性を損なわないよう留意しながら必要な支援に取り組むことが求められる。今後も事業面及び財務面から効果を検証しながら継続的に支援していく。</p>	<p>新規事業の受託による収益の増加を目指し、法人の専門性を活用した事業展開を推進する人材の育成及び経営感覚を持つ人材の育成を支援することで、組織力の強化を進めていく。</p> <p>※(9)～(11)欄について、本事業は社会福祉協議会への補助であり、業務量の算定が困難なため空欄とする。</p>			
(9) 令和7年度業務量見込み	⇒	(10) 令和8年度業務量見込み	⇒	(11) 見直し後の業務量見込み
年間 時間		年間 時間		年間 時間
会計年度任用職員 時間		会計年度任用職員 時間		会計年度任用職員 時間
(12) 改善策に対する評価	<p>・応急小口資金制度については、類似事業との整理を踏まえた見直しを進めること。また、見直しに当たっての調整や区民への周知については、丁寧に行うこと。</p> <p>・外郭団体等とより一層の連携を図るため、区と外郭団体等の役割分担を踏まえ、引き続き事業主体の整理を行い、計画的な事業移管を推進すること。</p>			

No.	19			
(1) 部局名	福祉部			
(2) 事業名 (取組名)	中国帰国者等地域生活支援事業			
(3) 選定理由	<p>日本語学習支援という切り口において、地域力推進課「個人の学びの充実」(まなびバ)と「日本語学習環境の整備」と事業内容の一部重複が見られる。事業内容の整理や共同実施・部局間連携により、より効率的・効果的な事業の実施を図れないか検討されたい。</p> <p>※本事業については、同じく対象事業として選定した地域力推進課「個人の学びの充実」(No. 8)と「日本語学習環境の整備」(No.11)と今後のあり方について調整を行った上で見直しを検討されたい。</p>			
(4) 事業目的	中国残留邦人等とその配偶者及び2世・3世の方々が、地域社会の一員として安心して生き生きと暮らすことができるよう支援を行うことを目的とする。			
(5) 事業概要	<p>1 大田区中国帰国者センター 帰国者支援のため「大田区中国帰国者センター」を設置し、各種講座や日本語教室、通訳派遣、生活相談等を実施している。運営は、一般社団法人OCNetに委託による。対象経費は、国庫補助率10/10。</p> <p>2 日本語教室の通学費・教材費支給 帰国者が日本語教室等へ通学する際の、通学費・教材費にかかった費用の支給を行う。対象経費は、国庫補助率10/10。</p>			
(6) これまでの経過と課題	<p>1 大田区中国帰国者センター (経過と課題) 平成21年度から大田区中国帰国者センターを設置し、運営を民間委託している。大田区として拠点を設け、各種講座や日本語教室の開催、通訳派遣、生活相談などを通して、帰国者が地域で孤立することのないよう支援を行っている。事業にかかる経費は全額国庫補助となっている。帰国者等の高齢化に伴い、医療機関への通訳派遣や一人暮らしの帰国者の支援の需要が増えている。支援対象の実情に応じた事業展開が必要となる。 (令和6年度実績) 日本語交流事業：76回、日本語教室：86回、通訳等派遣：393回、生活相談：397件</p> <p>2 日本語教室の通学費・教材費支給 (経過と課題) 生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱に定められた「中国帰国者等への地域生活支援プログラム事業」として帰国者等が日本語等各種学習、交流事業への通所に必要な交通費及び教材費の支給を行う。生活福祉課と連携し、支援対象者を正確に把握し、申請を精査の上、適正な支出を行うことが求められる。 (令和6年度実績) 支給延べ人数135人</p> <p>本事業は帰国した中国残留邦人等が地域生活を送るうえで必要な支援を行うことを目的としており、日本語能力の習得だけでなく帰国者の生活相談や地域住民との交流による生活支援に重点がおかれている。 国籍を問わず、海外から転入者等への日本語学習支援を行う「日本語学習環境の整備」や日本語の会話ができる区民を対象に「読み書き」など基礎的な学習支援を行う「まなびバ」事業とは、対象者や目的が異なり事業の統合等は困難と考える。</p>			
(7) 令和8年度の具体的な改善策		(8) 令和9年度以降の具体的な改善策		
【STEP4】 効果を高めるための事業内容の見直し (事業のやり方や内容の変更)				
<p>国庫補助対象事業であるため、国や都の同行を注視するとともに支援対象者の正確な把握に努め、有効な支援策を継続して講じられるように検討を行う。 煩雑な交通費支給業務の定型化・効率化のための整理を令和7年度中に行い、令和8年度以降業務負担の軽減を図る。</p>		<p>国庫補助対象事業であるため、国や都の同行を注視しながら、今後減少していく支援対象者の正確な把握に努め、事業規模等の精査を行う。</p>		
(9) 令和7年度業務量見込み	⇒	(10) 令和8年度業務量見込み	⇒	(11) 見直し後の業務量見込み
年間 360時間 会計年度任用職員 24時間		年間 350時間 会計年度任用職員 36時間		年間 300時間 会計年度任用職員 40時間
(12) 改善策に対する評価	他部局の事業内容との親和性を鑑みて、共同実施や部局間連携の可能性を検討し、効率的で効果的な実施となるように図ること。			

No.	20			
(1) 部局名	福祉部			
(2) 事業名 (取組名)	都市型軽費老人ホームの整備支援			
(3) 選定理由	<p>本事業は、令和元年度以来事業の実績がない一方で、入所待機者は増加傾向となっている。都市型軽費老人ホーム入所待機者の状況と施設本来の需要との相関について整理し、ニーズを検討した上で、事業の必要性について検討されたい。</p> <p>事業を継続する場合は、土地所有者等からの整備事業の公募申請が少ない理由について分析し、効果的に都市型軽費老人ホームを整備していくためのスキーム（周知方法、周知期間を含む）について検討するとともに、整備地の確保については、空家等地域貢献活用事業との連携による効率化等を図ることができないか検討されたい。</p>			
(4) 事業目的	<p>身体機能の低下等により自立した生活を営むことに不安がある高齢者が、低所得でも入所でき、見守りを受けながら生活できる住まいである、「都市型軽費老人ホーム」を確保するため、民間事業による整備を支援する。</p>			
(5) 事業概要	<p>都市型軽費老人ホーム整備事業者や運営法人に対し、東京都の補助事業を活用し、公募により整備費や開設に係る経費の一部を補助することにより、施設の円滑な整備を支援する。</p> <p>公募は、東京都への補助協議スケジュールに合わせ、年に2回（応募がない場合は追加公募を行う）実施する。</p>			
(6) これまでの経過と課題	<p>1 大田区における低所得者向け高齢者施設の現状（令和7年6月1日現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ★都市型軽費老人ホーム 9施設 定員計148人 入居率 96.6% ・養護老人ホーム 2施設 定員計190人 入居率 86.3% ・軽費老人ホーム（B型） 1施設 定員 50人 入居率 92.0% <p>2 都市型軽費老人ホームの整備実績 平成24年度:1、平成25年度:3、平成28年度:2、平成29年度:1、平成30年度:1、令和元年度:1 計9施設（都補助10/10）</p> <p>3 低所得者向け高齢者施設の必要性・需要予測 おおた高齢者施策推進プラン 高齢単身世帯数の推計（国立社会保障・人口問題研究所統計に基づく推計） 令和7年度:44,453世帯 → 令和22年度:54,099世帯 生活保護 高齢単身世帯数（各年度末）令和4年度:7,200世帯 令和5年度:7,151世帯 令和6年度:7,050世帯 →単身高齢者の増加に比例して増加する可能性</p> <p>4 都補助の状況 軽費老人ホーム（C型） 定員30人以上かつ1人当たり21.6㎡以上の居室面積要件 都市型軽費老人ホーム 定員5人以上20人以内かつ1人当たり7.43㎡以上の居室面積要件→区では都市型を整備費補助対象とする</p> <p>5 整備に向けた課題 低所得者向け高齢者施設として都市型軽費老人ホームの需要はあり、引き続き整備を進める必要性は高い。令和元年以降、都補助の活用による整備が無い背景に土地価格や建築費上昇の影響も考えられる。他区での整備実績も踏まえ運営法人へのアプローチ方法等について見直す必要がある。 土地や建築費、施設運営費の高騰、施設職員の人材不足等の課題に対する解決策を見出すのが困難な中、大田区に施設を整備するメリットを、土地所有者や運営事業者にどのように伝えていくかが課題である。</p>			
(7) 令和8年度の具体的な改善策		(8) 令和9年度以降の具体的な改善策		
【STEP4】 効果を高めるための事業内容の見直し（事業のやり方や内容の変更）				
<p>1 運営法人へのアプローチの見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区内事業者向け情報サイトを通じ、補助事業の周知を行う。 ・他自治体の整備状況や事業者の整備見込みを把握する。 <p>2 区有地の活用 利用可能な区有地が生じた場合、活用を検討する。</p> <p>3 需要見込みの把握 福祉や住宅施策に係る関係所属と、制度や施設の空き情報について共有・連携を図り、入居希望のニーズを把握し、必要整備数を検討する。</p>		<p>1 左記取組の継続</p> <p>2 次期おおた高齢者施策推進プランへの反映 国や都の高齢者施策（介護保険、住まい等）に注視し、特に都の補助事業の動向を踏まえて、本事業の次期おおた高齢者施策推進プランへの反映を検討する。</p> <p>3 必要整備数の検討 施設の入居・待機状況、高齢者等実態調査などにより把握した生活課題を抱える高齢者の状況を踏まえ、必要整備数を検討する。</p>		
(9) 令和7年度業務量見込み	⇒	(10) 令和8年度業務量見込み	⇒	(11) 見直し後の業務量見込み
年間 24時間		年間 24時間		年間 24時間
会計年度任用職員 0時間		会計年度任用職員 0時間		会計年度任用職員 0時間
(12) 改善策に対する評価	<p>・都市型軽費老人ホームの整備支援に関する申請が少ない現状について、その要因を多角的に分析し、課題を明確化すること。この分析結果に基づき、区有地の活用等、運営事業者等のニーズに応じた支援策を検討し、積極的なアプローチを行うこと。</p> <p>・整備地の確保については、従来の発想にとらわれず、空家等地域貢献活用事業との連携等、柔軟な手法を検討すること。</p>			

No.	21			
(1) 部局名	福祉部			
(2) 事業名(取組名)	婦人保護			
(3) 選定理由	<p>各生活福祉課で実施している「女性相談(婦人保護事業)」については、人権・男女平等推進課で実施している「DVセンターの管理運営」、エセなおたで実施している「女性のためのたんぼ相談」と対象者及び内容に重複が見られる。また、女性支援新法の本格施行に伴い、何らかの困難を抱えた女性に対する相談に対応するため、令和7年度からは女性支援相談員(会計年度任用職員)を各生活福祉課に配置している。</p> <p>国や都が実施している相談も含め、効果的な相談体制や実施手法を検討するとともに、女性に関する相談やDVセンターについて区民にとって分かりやすく、効率的な体制となるよう検討されたい。</p> <p>※本事業については、同じく対象事業として選定した、総務部の「相談業務の実施」(No.5)、福祉部の「母子生活支援施設の広域利用における措置費」(No.22)並びに、令和6年度対象事業「DVセンターの管理運営」と調整を行った上で見直しを検討されたい。</p>			
(4) 事業目的	DV防止法及び困難な問題を抱える女性への支援に関する法律等に基づき、女性の安定した生活や自立に向けた支援を行う。			
(5) 事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・相談業務 ・DV相談証明書等の事務 ・緊急一時保護等の入所調整 ・対象者の地域生活への移行に関する支援 ・自治体間の引継ぎ、関係機関との連携 			
(6) これまでの経過と課題	<p>平成30年の大田区配偶者暴力相談支援センター機能整備により、電話による相談業務を行うDV相談ダイヤルが開設された。DV相談ダイヤルは主に電話相談、生活福祉課の女性相談支援員は、相談から一時保護、その後の自立に向けた支援等を担うものとして整理された。DV相談ダイヤル相談員が複雑な事情を抱えた相談者の問題点を整理し、その後を引継いだ女性相談支援員が効果的かつ具体的な支援を行う。</p> <p>令和6年に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(女性新法)が施行され、複雑で多様な課題を抱える女性に対する行政対応が求められる。こうした中、令和6年度から、生活福祉課と人権男女平等推進課とで女性支援のあり方や女性新法に定める支援調整会議の設置に向けた検討会を行っているところである。支援調整会議は、支援困難な事例の検証、支援方針の決定、関係機関の連携方法及び情報共有等を目的として実施する。今年度中に支援調整会議の内容を決定する。当面の間、DV相談ダイヤルが電話相談、緊急性の高い相談者の一時保護や生活再建等の具体的な支援は生活福祉課が担う体制は変えないが、支援調整会議を実施して効果的な支援の検証を行うとともに連携強化を図っていく。</p> <p>また、女性相談支援員については、今年度から会計年度任用職員を加えた構成とした。支援困難な事例に対応するため、支援調整会議への参加や研修受講等によりスキルアップを図る。</p>			
(7) 令和8年度の具体的な改善策		(8) 令和9年度以降の具体的な改善策		
【STEP4】 効果を高めるための事業内容の見直し(事業のやり方や内容の変更)				
<p>1 大田区困難な問題を抱える女性への支援に関する支援調整会議の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表者会議(年1回程度) 事務局:人権男女平等推進課 ・実務者会議(月1回程度) 事務局:生活福祉課 ・個別支援会議(都度) <p>2 国や都が実施する研修受講</p>		<p>・左記取組みの継続</p> <p>※(9)～(11)欄について、母子施設支援員と兼務しており業務量の算定が困難なため空欄とする。</p>		
(9) 令和7年度業務量見込み	⇒	(10) 令和8年度業務量見込み	⇒	(11) 見直し後の業務量見込み
年間 時間		年間 時間		年間 時間
会計年度任用職員 時間		会計年度任用職員 時間		会計年度任用職員 時間
(12) 改善策に対する評価	<p>・DV相談ダイヤルと女性相談員の役割分担を踏まえ、区民が最初に相談する先をDV相談ダイヤルに一歩化するなど、利用者目線に立った分かりやすい相談体制とするよう努めること。</p> <p>・支援調整会議等を通じ連携強化を図っていくとともに、より効果的な組織体制のあり方については引き続き検討すること。</p>			

No.	22			
(1) 部局名	福祉部			
(2) 事業名(取組名)	母子生活支援施設の広域利用における措置費			
(3) 選定理由	本事業については、人権・男女平等推進課で実施している「DVセンターの管理運営」など、他部局の事業と高い関連性がみられる。また、女性支援新法の本格施行に伴い、何らかの困難を抱えた女性に対する相談に対応するため、令和7年度からは女性支援相談員(会計年度任用職員)を各生活福祉課に配置している。国や都が実施している相談も含め、効果的な相談体制や実施手法を検討するとともに、女性に関する相談やDVセンターについて区民にとって分かりやすく、効率的な体制となるよう検討されたい。※本事業については、同じく対象事業として選定した、総務部の「相談業務の実施」(No.5)、福祉部の「婦人保護」(No.21)並びに、令和6年度対象事業「DVセンターの管理運営」と調整を行った上で見直しを検討されたい。			
(4) 事業目的	DV等の加害者側の追跡の可能性が高いなどの事情のある母子世帯について、児童福祉法第23条第3項に基づき、区外の母子生活支援施設を利用することにより生活の安定を図る。			
(5) 事業概要	母子世帯の経済事情、子どもの養育状況、区内の母子生活支援施設への入所が適当ではない理由等を総合的に判断し、入所希望を踏まえ、区外の母子生活支援施設を利用する。また、施設の請求に基づき措置費を負担する。			
(6) これまでの経過と課題	平成30年の大田区配偶者暴力相談支援センター機能整備により、電話による相談業務を行うDV相談ダイヤルが開設された。DV相談ダイヤルが相談業務のみのため、生活福祉課において、女性相談支援員が相談から緊急一時保護までを対応、母子自立支援員が区外の母子生活支援施設への入所等を対応し支援を継続する。 令和6年に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(女性新法)が施行され、複雑で多様な課題を抱える女性に対する行政対応が求められている。こうした中、令和6年度から、生活福祉課と人権男女平等推進課で女性支援のあり方や女性新法に定める支援調整会議の設置に向けた検討会を行っているところである。支援調整会議は、支援困難な事例の検証、支援方針の決定、関係機関の連携方法及び情報共有等を目的として実施する。今年度中に支援調整会議の内容を決定する。当面の間、DV相談ダイヤルが電話相談、緊急性の高い相談者の一時保護や生活再建等の具体的な支援は生活福祉課が担う体制は変えないが、支援調整会議を実施して効果的な支援の検証を行うとともに連携強化を図っていく。 また、今年度から女性相談支援専任の会計年度任用職員を加えた構成とした。態勢強化が図られたが、支援調整会議への参加や研修受講等により更なるスキルアップを図ることが必要。			
(7) 令和8年度の具体的な改善策		(8) 令和9年度以降の具体的な改善策		
【STEP4】 効果を高めるための事業内容の見直し(事業のやり方や内容の変更)				
1 大田区困難な問題を抱える女性への支援に関する支援調整会議の実施 ・代表者会議(年1回程度) 事務局:人権男女平等推進課 ・実務者会議(月1回程度) 事務局:生活福祉課 ・個別支援会議(都度)		・左記取組みの継続		
2 国や都が実施する研修受講		※(9)~(11)について、女性相談支援員と兼務しており業務量の算定が困難なため空欄とする。		
(9) 令和7年度業務量見込み	⇒	(10) 令和8年度業務量見込み	⇒	(11) 見直し後の業務量見込み
年間 時間		年間 時間		年間 時間
会計年度任用職員 時間		会計年度任用職員 時間		会計年度任用職員 時間
(12) 改善策に対する評価	・DV相談ダイヤルと女性相談員の役割分担を踏まえ、区民が最初に相談する先をDV相談ダイヤルに一本化するなど、利用者目線に立った分かりやすい相談体制とするよう努めること。 ・支援調整会議等を通じ連携強化を図っていくとともに、より効果的な組織体制のあり方については引き続き検討すること。			

No.	23	
(1) 部局名	健康政策部	
(2) 事業名(取組名)	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	
(3) 選定理由	令和7年度予算査定時に、健康リスクに応じた対策の意義は認めるが、現在実施の4地区(大森東、鶴の木、入新井、蒲田東)の効果検証を実施した上で、地区拡大の時期や事業スキームを検討することとされた。 対象者に対し、事業の参加率が極端に低いことから、事業の効果検証を実施した上で、事業の目的に寄与する成果が出ているかを確認し、実施手法を検討することが必要である。医療・健康政策事業では、他自治体においてソーシャル・インパクト・ボンド(SIB)によるPFS事業の活用(文京区)、ナッジ理論を利用した受診勧奨などの事例があることを踏まえ、これらを活用した事業を構築することを検討するとともに、地区別の特性からEBPMによる事業展開を行うことにより、より効果的な事業の実施を検討されたい。	
(4) 事業目的	後期高齢者の健康状態を把握し、健康講座や相談等を行い、生活習慣病等重症化予防や自身の健康に関する意識向上・行動の習慣化を促し、健康維持・増進を図ることを目的とする。	
(5) 事業概要	後期高齢者医療広域連合の委託業務を活用し、75歳以上の後期高齢者のうち、フレイル傾向にある方や、生活習慣病等の重症化のおそれのある方々を、国保データベース(KDB)システムから抽出し、その方々へ直接アプローチし、早期のフレイル予防や重症化予防に取り組む。 令和7年度は、令和6年度同様、入新井・鶴の木・蒲田東・大森東の4地区にて以下の事業を実施する。 ①ハイリスクアプローチ 糖尿病等生活習慣病重症化リスクのある方、健康診断等未受診の方に対し、保健師等の医療専門職が個別の面談や訪問を行い、健康相談に対応し、必要な受診勧奨につなげる。 ②ポピュレーションアプローチ フレイル傾向にある方に対し、通いの場等区の施設を活用し、医療専門職等が関与しながら、生活機能の維持と健康づくりの要素を含む健康講座を定期的に開催し、参加を促す。	
(6) これまでの経過と課題	【経過】本事業は、東京都後期高齢者医療広域連合(以降、「広域連合」とする。)からの受託により令和5年度から実施し、早期のフレイル予防や生活習慣病の重症化予防に取り組んでいる。令和5年度は2地区(大森東・鶴の木)で、令和6年度からは4地区(大森東・鶴の木・入新井・蒲田東)で実施したところであるが、対象者数に対して参加者が少数のため、年齢や性別、居住地域の特性等に基づく効果検証に資する十分な実績が得られていない状況である。 【実績】ハイリスクアプローチの健康相談と、ポピュレーションアプローチの健康講座の両方を、同一事業者により実施。 ・令和5年度(2地区):ハイリスク 参加者10人(対象者328人)/ポピュレーション 参加者18人(対象者240人) ・令和6年度(4地区):ハイリスク 参加者44人(対象者1,177人)/ポピュレーション 参加者63人(対象者802人) 【課題】広域連合の指針において、区内全域への事業展開を段階的に行うこととされているが、現時点で全域での実施ができていないのは23区中で大田区を含む2区のみであり、大田区以外の1区では令和8年度を目途に全域での事業展開を計画していることである。また、広域連合における国のインセンティブ事業において「都道府県において、全市区町村が全域展開している」指標が今年度追加されたことに伴い、一層の検討を求められているところである。区の状況としては、令和7年度から所管が高齢福祉課から健康づくり課に移管し、これを契機として、事業スキームを大きく見直すとともに全域展開をめざすことで、EBPMの実践への足掛かりとしたい。	
(7) 令和8年度の具体的な改善策	(8) 令和9年度以降の具体的な改善策	
【STEP2】実施手法の見直し(民間や外郭団体等を活用した委託、公民連携の推進)		
・ハイリスクアプローチとポピュレーションアプローチの実施方法を大きく見直すとともに、新しい仕様で実施可能な事業者を募り、それぞれの取組に適した事業者を選定する。	令和8年度の実績(圏域及び地区ごとの健康課題や特色、傾向)を踏まえて、内容やアプローチの手法について適宜見直しを図っていく。	
【STEP4】効果を高めるための事業内容の見直し(事業のやり方や内容の変更)		
・区内全域を8ブロックまたは4ブロックの圏域に整理をし、効率的に事業展開できるよう検討している。ブロック数は特定財源に大きく影響するが、事務量と成果の観点においてもメリット・デメリットを見極め判断する。 ・ハイリスクアプローチの健康相談事業は、より多くの対象者に介入していく必要があるため、申込に拠らない巡回訪問形式の実現を探る。 ・ポピュレーションアプローチは、他事業との差別化を前提に、より多くの高齢者に啓発していく方向性で検討している。 ・効果指標についても改めて設定することを検討している。	令和8年度の実績(圏域及び地区ごとの健康課題や特色、傾向)を踏まえて、内容やアプローチの手法について適宜見直しを図っていく。	
(9) 令和7年度業務量見込み	(10) 令和8年度業務量見込み	(11) 見直し後の業務量見込み
年間 1,395時間	⇒ 年間 1,395時間	⇒ 年間 1,195時間
会計年度任用職員 0時間	⇒ 会計年度任用職員 0時間	⇒ 会計年度任用職員 0時間
(12) 改善策に対する評価	区内全域への事業展開は前提とせず、これまでの事業スキームを見直すことで、さらなる参加促進を図り、年齢や性別、居住地域の特性等に基づく効果検証を確実に実施すること。 区内全域への事業展開は、その検証結果を踏まえて適切に判断すること。	

No.	24			
(1) 部局名	健康政策部			
(2) 事業名(取組名)	看護職復職支援事業			
(3) 選定理由	<p>本事業については、東京都においても同様の事業を実施しているため、東京都の事業と内容が重複している部分については、区として実施する必要性を検討されたい。</p> <p>あわせて、令和7年度予算編成における査定経過を踏まえ、受講者数及び就職者数の実績を鑑み、受講者や病院に対してヒアリングを行うなど、看護師が不足している実態を把握し、ニーズに即したより実効性のある事業への再構築を検討されたい。</p>			
(4) 事業目的	離職中の看護職の区内医療機関への就業促進を目的とする。			
(5) 事業概要	<p>復職に必要な座学・実技等の研修の実施を区内病院に業務委託し、受講生の不安解消、技術の見直し等を通して復職を支援する。</p> <p>【募集病院数】2病院 (※定員以上の申込みをいただいた場合は、事業実施可能時期および、病院の所在地などのバランスを考慮し、各病院と相談の上、調整する。)</p>			
(6) これまでの経過と課題	<p>東京都看護職員地域確保支援事業(看護職復職支援研修)において、同様の事業を実施しているが、必ずしも大田区や近隣区で毎年実施されることが保証されているものではない。</p> <p>大田区の看護職復職支援事業の参加者において、「自宅から研修場所の距離」は参加申込の重要な一因となっており、令和6年度同事業参加者2名とも遠方では参加しなかったとの意見であった。</p> <p>大田区内の病院間で組織する「大田区入院医療協議会」では、地域完結型医療を目指しており、同協議会内「看護師専門部会」でも長年看護師不足が課題とされており、同部会で「看護職・看護助手就職相談会」を自主的に実施している。</p> <p>大田区としても、区内医療機関の看護師確保のため、研修協力意向の病院がある限り、本事業は今後も必要である。</p> <p>コロナ禍を経て、参加者数が減少傾向にあるため、「広報方法の検討」(広報期間や機会の拡大)、「病院への看護師不足実態調査」を行い、より効果的な事業実施を目指していく。</p>			
(7) 令和8年度の具体的な改善策		(8) 令和9年度以降の具体的な改善策		
【STEP1】事業の必要性・主体の見直し(事業見直しによる統廃合、実施主体見直しによる廃止)				
		大田区内での研修実施病院がなくなった場合、事業廃止や東京都看護職員地域確保支援事業(看護職復職支援研修)への参加を促す施策(参加者への交通費補助)などを検討する。		
【STEP2】実施手法の見直し(民間や外郭団体等を活用した委託、公民連携の推進)				
広報期間や機会の拡大など「広報方法の検討」について、研修実施病院と連携して行う。				
【STEP4】効果を高めるための事業内容の見直し(事業のやり方や内容の変更)				
「病院への看護師不足実態調査」を行い、より効果的な事業実施を目指していく。				
(9) 令和7年度業務量見込み	⇒	(10) 令和8年度業務量見込み	⇒	(11) 見直し後の業務量見込み
年間 45時間		年間 30時間		年間 30時間
会計年度任用職員 0時間		会計年度任用職員 0時間		会計年度任用職員 0時間
(12) 改善策に対する評価	<p>病院への看護師不足実態調査については、令和7年度中に実施するよう早期に調整するとともに、受講者数が少ない要因を分析し改善策を検討すること。</p> <p>また、大田区入院医療協議会看護師専門部会との連携を強化するなど、効果的な事業実施に取り組むこと。</p>			

No.	25	
(1) 部局名	健康政策部	
(2) 事業名(取組名)	区民健康増進無料相談	
(3) 選定理由	コロナ禍を経て参加者数は減少傾向となっているが、より多くの区民の方に参加してもらうための周知・広報を検討されたい。その上で、参加者数が増加しない場合は、参加人数の推移等を踏まえ、スポーツ推進課や大田区スポーツ協会と連携するなど、効率的な実施手法を検討することともに、本事業の必要性を検討されたい。	
(4) 事業目的	運動時や日常生活における怪我及び事故の防止法等を普及啓発することにより、区民の安全な生活の保持と健康増進を図ることを目的とする。	
(5) 事業概要	大田区区民スポーツまつり会場(3会場)で実施する。 本事業は、公益社団法人東京都柔道整復師会大田支部によって実施する。 【実施内容】 (1) 不慮の怪我を未然に防止する方法の講習及び実演 (2) 不慮の怪我をした場合の対処方法の講習及び実演 (3) 接骨等に関する一般相談 (4) 休日施術の広報 (5) その他目的を達成するために必要な事業	
(6) これまでの経過と課題	本事業は、公益社団法人東京都柔道整復師会大田支部に委託実施している事業であり、区民スポーツまつりにおいて、区民に対して無料相談を行い、怪我防止のためのストレッチ講座など、区民の健康に寄与する事業となっている。 本来3会場で実施してきた無料健康相談が令和5年度は2会場での実施となり、参加者数が減少したが、令和6年度は予定どおり3会場で実施できたため、コロナ禍前に近い参加者数があった。 令和7年度以降もより多くの区民の方に参加いただけるよう、東京都柔道整復師会大田支部と連携して、事業を実施していく。	
(7) 令和8年度の具体的な改善策	(8) 令和9年度以降の具体的な改善策	
【STEP2】実施手法の見直し(民間や外郭団体等を活用した委託、公民連携の推進)		
より多くの区民の方に参加者いただけるよう、東京都柔道整復師会大田支部に広報強化を促す。	より多くの区民の方に参加者いただけるよう、東京都柔道整復師会大田支部に広報強化を促す。	
【STEP4】効果を高めるための事業内容の見直し(事業のやり方や内容の変更)		
参加者アンケートなどで、プログラム満足度や参加してみたいプログラムについて調査を行い、区民のニーズを把握する。	参加者アンケート結果に基づき、より効果的なプログラムを実施することで、参加者増加を目指す。	
(9) 令和7年度業務量見込み	(10) 令和8年度業務量見込み	(11) 見直し後の業務量見込み
年間 15時間	⇒ 年間 10時間	⇒ 年間 10時間
会計年度任用職員 0時間	⇒ 会計年度任用職員 0時間	⇒ 会計年度任用職員 0時間
(12) 改善策に対する評価	参加者アンケートについては、令和7年度の区民スポーツまつりから実施するよう早期に調整すること。 東京都柔道整復師会大田支部に対しては、積極的な広報の実施を促すとともに、広報強化に資する情報を提供するなど、必要な支援を行うこと。 加えて、本事業から得られる区民の「健康」に関する情報を、他の施策に活用するなど、更なる有効性の向上を図ること。	

No.	26	
(1) 部局名	健康政策部	
(2) 事業名 (取組名)	大田区24時間自動体外式除細動器(AED)設置補助金	
(3) 選定理由	区内の自動体外式除細動器(以下「AED」という。)設置状況や補助金申請数の推移を分析した上で、補助要件を見直すなど、さらなる補助金の活用を促す取組を検討されたい。また、区が目指すAED設置台数の適正規模等を検討し、AEDの設置状況に地域偏在がある場合は、その解消に取り組むなど、AEDの設置状況に合わせた効率的な手法を検討されたい。	
(4) 事業目的	民間団体等が、AEDを購入し、区内の自らの施設に、24時間誰でも使える状態で設置(以下「補助事業」という。)する際の費用を補助することにより、区民の安全及び安心の確保を図るとともに、救命率の向上に寄与することを目的とする。	
(5) 事業概要	<p>○対象経費</p> <p>(1) AEDを購入設置する初期費用</p> <p>(2) 消耗品交換費用 (AED設置から5年を限度)</p> <p>バッテリーパック、除細動パッド</p> <p>※除細動パッドは1回の申請で2組以内</p> <p>○補助金額</p> <p>(1) 初期設置費用の1/2</p> <p>(消費税の確定申告義務がある団体 = 323,000円まで、そのほかの団体 = 356,000円まで)</p> <p>(2) 消耗品交換費用の1/2</p> <p>(バッテリーパック = 20,000円まで、除細動パッド = 10,000円まで)</p> <p>※千円未満切捨て</p>	
(6) これまでの経過と課題	<p>○補助事業の意義</p> <p>・区AEDについては、区内コンビニエンスストアや区立施設にも配備を進めている。一般財団法人日本救急医療財団が作成している「AEDの適正配置に関するガイドライン」においては地域のランドマークとなる施設や人が集まりやすい場所への設置を推奨しており、コンビニエンスストアや区立施設が近隣にないエリアについては民間団体による設置を補助事業により支援することで区内の空白地域の減少に寄与してきた。</p> <p>○適正規模</p> <p>・ガイドラインにおいては、心停止発生から5分以内にAEDが装着できる状態が望ましいとされている。当区においては、片道2分+受取1分(速歩で時速9km = 分速150m)、24時間利用可能なAED設置場所を中心に半径300mの円を描き、円で埋められない場所を空白地域とみなしている。現在、空白地域は臨海部や河川部近く等に数か所みられるものの、おおむね解消された状態となっている。また、補助事業においては24時間誰でも使える状態にすることを補助要件とすることでAED使用可能エリアを拡大し、空白地域解消の補完に役立っている。</p> <p>○実績</p> <p>・補助金申請について令和6年度は初期設置費用補助申請が12件に達しており、今後についても新規案件及び買い替えによる申請も随時なされると予想される。補助事業に関して、年間を通じて地域団体からの問い合わせがあり、今後も補助需要があると思われる。以上から、事業としては今後も必要であると考えており、現行の補助要件で事業を推進し、補助事業の広報等を強化することでさらなる活用を促していく。また、今後はAED設置場所や使い方の周知を重点的にを行い、より区民の安全及び安心の確保を図る。</p>	
(7) 令和8年度の具体的な改善策	(8) 令和9年度以降の具体的な改善策	
【STEP2】実施手法の見直し(民間や外郭団体等を活用した委託、公民連携の推進)		
おた健康経営事業所に認定された事業所に対し、健康づくりに関する情報提供とともに当該補助事業のチラシを配布し、積極的な活用を促す。		
【STEP4】効果を高めるための事業内容の見直し(事業のやり方や内容の変更)		
補助事業・AEDの設置場所および非常時の使い方の周知を強化することに取り組んでいく。		
まずは保健所等でのチラシ配架を徹底して実施するとともに、区立施設、図書館、AEDの活用が見込まれる事業者(高齢者サービス事業者、子育て支援事業者など)が来庁する可能性の高い地域包括支援センター、地域福祉課、子育て支援課の窓口にも配架を依頼する。		
(9) 令和7年度業務量見込み	(10) 令和8年度業務量見込み	(11) 見直し後の業務量見込み
年間 80時間	⇒	年間 80時間
⇒	⇒	⇒
会計年度任用職員 0時間		会計年度任用職員 0時間
(12) 改善策に対する評価	<p>臨海部や河川部にみられる空白地帯の解消に取り組むこと。</p> <p>事業所へのチラシ配布や区施設等へのチラシ配架については、令和7年度中に実施するよう早期に調整すること。</p> <p>今後増加が見込まれる耐用年数を迎えたAEDの買い替えに対する補助については、設置状況を踏まえ重点的に周知を行うなど効果的に実施すること。</p>	

No.	27			
(1) 部局名	こども未来部			
(2) 事業名(取組名)	児童育成手当扶助費			
(3) 選定理由	対象となる手続について、現在は窓口申請のみとなっているが、他自治体ではLoGoフォームを使用した申請を行っている例もある。大田区においても、LoGoフォームを利用したオンライン申請等の導入によって、「行かない窓口」の実現に寄与し、区民の利便性の向上と事務の効率化が図れないか検討されたい。			
(4) 事業目的	父子又は母子家庭等で児童を扶養している者に手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図り、心身の健やかな成長に寄与する。			
(5) 事業概要	対象となる者へ、下記手当を支給する。 ①育成手当：児童1人につき月額13,500円支給 ②障害手当：児童1人につき月額15,500円支給 ※所得制限基準額あり			
(6) これまでの経過と課題	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同担当で受け付けている児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成と必要書類が同一の場合は、写しを共有することで区民の負担軽減につながっている。 ・郵送、窓口のみ受け付けていた現況届について、令和7年度から「大田区びったりサービス」を活用したオンラインでの提出を導入。令和7年6月23日時点で提出件数約2,200件のうち約500件がオンラインでの提出となり、一定の効果を確認。令和8年度以降も継続し実施していく。 ・運用の見直しによりこれまで窓口申請を必須としていた一部届出を郵送申請も可とした。今後オンライン申請の導入に向けた準備を進める。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親の事情が多岐にわたるため、対象可否の検討の際、現地調査を行う場合(年間100件強)がある。現地調査は職員に負担がかかるだけでなく、区民のプライバシーに触れることから、区民のストレスも大きい。 ・児童育成手当は、対象要件が複雑で、新規申請時は必要書類も多岐にわたるため、新規のオンライン申請はなじまないものとする。都内でオンラインの新規申請を受け付けている自治体は少数であり、申請可能な事由も離婚、死別のみと限られている。 			
(7) 令和8年度の具体的な改善策		(8) 令和9年度以降の具体的な改善策		
【STEP1】 事業の必要性・主体の見直し(事業見直しによる統廃合、実施主体見直しによる廃止)				
・都の施策であり、区独自での見直しは困難		・都の施策であり、区独自での見直しは困難		
【STEP2】 実施手法の見直し(民間や外郭団体等を活用した委託、公民連携の推進)				
・申請情報の入力、現況届の封入・発送、提出書類のチェック、入力作業は業務委託しているほか、窓口においては会計年度任用職員の配置を継続する。		・都の施策であり、区独自での見直しは困難		
【STEP3】 業務改革と執行体制の見直し(DXの推進、人員の戦略的活用、効果的な体制づくり、事業の効率化)				
・国のシステム標準化が令和8年度中に整備予定である。これにより様式の一元化など、一定の事業の効率化が期待できる。 ・一部届出のオンライン申請導入に向けた準備を進める。		・現在使用しているシステムには使い勝手に課題があり、一部非効率な仕様となっている。ベンダーに相談するも、国のシステム標準化以降(令和8年度予定)の対応とのこと。国の標準化後、併せてシステム改修等を行うことで事業の効率化を図る。		
【STEP4】 効果を高めるための事業内容の見直し(事業のやり方や内容の変更)				
(6)欄に記載のとおり、ひとり親の事情により年に100件強の現地調査を行っている。現状、民生委員に協力いただいているが、負担軽減の観点から見直しを検討している。現地調査は、「異性との同居実態がないか等の確認、不正の抑止」が目的だが、双方に負担が大きいため、他の手当担当者、国、都に確認の上、方法の見直しを検討する。		・都の制度であるため、都で内容の変更等があれば迅速に対応していく。		
(9) 令和7年度業務量見込み	⇒	(10) 令和8年度業務量見込み	⇒	(11) 見直し後の業務量見込み
年間 16,875時間		年間 16,875時間		年間 16,875時間
会計年度任用職員 2,400時間		会計年度任用職員 2,400時間		会計年度任用職員 2,400時間
(12) 改善策に対する評価	<ul style="list-style-type: none"> ・区民の安全・安心を担保し、区民サービスを高めることを第一に考え、現状の方法にとらわれず、考えうる手段について検討すること。 ・引き続き、オンライン申請の導入が可能であるか検討を進めること。 			

No.	28			
(1) 部局名	こども未来部			
(2) 事業名(取組名)	子どもの生活応援推進事業(絵本でつなぐ地域と親子のきずな)			
(3) 選定理由	総合的かつ一体的なこども施策を展開するため、「福祉部福祉管理課」の事務のうち、「子どもの貧困対策に関する事務」を「こども未来部」へ移管(受入)した意図を踏まえ、部内の地域子育て支援拠点(児童館、子ども家庭支援センター、保育園)における孤立防止のための関連事業との整理を行うことで、事業の効率化を検討されたい。			
(4) 事業目的	子育て等に関する相談窓口とつながるきっかけを作ることで、相談のファーストステップとなり、子育て世帯の孤立を防ぎ、家庭が抱える「見えにくい」問題の早期発見を図る。			
(5) 事業概要	未就学児がいるひとり親家庭に対して、子育て支援施設等において絵本や食料品を配付し、身近な相談窓口とつながるきっかけをつくる。			
(6) これまでの経過と課題	<p><経過> 未就学児がいるひとり親家庭を対象に、孤立防止を目的とした事業として令和2年度に事業を開始。</p> <p><令和6年度実績> 配布場所：21か所(児童館、社会福祉協議会など) 配布物：年齢に合わせた絵本、食料品 配布数：152組</p> <p><課題> 現在、児童館の配付箇所が直営のみと、限定的である。</p>			
(7) 令和8年度の具体的な改善策		(8) 令和9年度以降の具体的な改善策		
【STEP4】 効果を高めるための事業内容の見直し(事業のやり方や内容の変更)				
総合的かつ一体的なこども施策を展開するために令和7年度よりこども未来部へ事業移管されたことや、令和6年度より、子ども生活応援基金の寄附件数が増加していることを受け、児童館における配付場所を利用者の利便性に配慮しつつ、区内の配付箇所に偏りのないよう、直営以外の児童館等、こども未来部所管の施設へ拡大することを検討する。		令和8年度より引き続き、児童館における配布場所を利用者の利便性に配慮しつつ、区内の配付箇所に偏りのないよう、拡大することを検討する。		
(9) 令和7年度業務量見込み	⇒	(10) 令和8年度業務量見込み	⇒	(11) 見直し後の業務量見込み
年間 10時間		年間 10時間		年間 10時間
会計年度任用職員 0時間		会計年度任用職員 0時間		会計年度任用職員 0時間
(12) 改善策に対する評価	部内の地域子育て支援拠点(児童館、子ども家庭支援センター、保育園)を有機的に活用し、他の孤立防止のための関連事業とも連携をすることで、子育て世帯が相談窓口とつながるきっかけを創出し、効果的に子育て世帯の孤立防止策を推進すること。			

No.	29			
(1) 部局名	こども未来部			
(2) 事業名(取組名)	こども家庭センター事業			
(3) 選定理由	<p>児童福祉機能の「予防的支援推進とうきょうモデル事業」と、母子保健機能の「とうきょう子育て応援パートナー事業」では、それぞれ必要な支援に応じてサポートプランを作成しているが、対象者や記載内容に違いがある。</p> <p>両機能が連携し、一体的な支援計画を作成する必要性が高いことから、こども家庭センターのガイドラインに基づく運用を参考にしつつ、共通様式化や、共通のアセスメント基準を活用することによって早期の段階から対象者を抽出し、計画的な支援を進められる仕組みを構築できないか検討されたい。</p>			
(4) 事業目的	<p>予防的支援を軸に相談支援を充実し「虐待の未然防止」強化に取り組むことで、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもへの切れ目ない包括的な相談支援等を展開し、地域のこどもを守り支えることを目指す。</p>			
(5) 事業概要	<p>区民に身近な場所で相談や情報提供を行うとともに、母子保健と児童福祉が連携して一体的に支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦・子育て世帯・こどもの相談支援等 ・状況把握、情報提供、必要な調査・指導 ・妊産婦・こども等へのサポートプランの作成 ・支援対象者との関係性構築のための講座費用 ・関係機関との連絡調整 ・SMS送信サービス 			
(6) これまでの経過と課題	<p>「予防的支援推進とうきょうモデル事業」は、家庭訪問による積極的なアウトリーチ等により、子育て家庭と信頼関係を構築しながら、家庭のニーズやリスク要因等を早期に把握し、適切に支援する事業であり、大田区では、令和3年度から東京都、東京都医学総合研究所と協力し、主に児童福祉部門（子ども家庭支援センター）が中心となって取り組んできた。</p> <p>一方、「とうきょう子育て応援パートナー事業」は、妊娠前から就学前にかけて、子どもと家庭に寄り添い、あらゆる支援をコーディネートすることで、安心して子育てができる環境を整備する事業であり、大田区では、令和4年度から、主に母子保健部門（地域健康課）が中心となって取り組んできた。</p> <p>大田区では、令和6年10月に各地域庁舎に「こども家庭センター」を新たに開設し、児童福祉職員と母子保健職員が同じ場所ですべて一体的に業務を行う体制を整備した。こども家庭センター開設以降、各センターの実務者で協議を重ね、様式の見直しや支援フローの見直しを進め、令和7年度以降の相談支援体制を検討した。</p> <p>令和7年度は、より確実な支援、連携体制を構築するため、「予防的支援推進とうきょうモデル事業」と「とうきょう子育て応援パートナー事業」を統合し、「こども家庭センター体制強化事業」と事業名を変更した。これに伴い、支援対象者を同一にするとともに、共通のリスクアセスメントシート（共通様式）を活用して計画的な支援を行うことができる体制を構築した。またSMS送信サービスを新たに導入し、連絡の取りづらい妊産婦との連絡手段を拡充し、より相談につながる環境を整備した。</p>			
(7) 令和8年度の具体的な改善策		(8) 令和9年度以降の具体的な改善策		
【STEP 3】 業務改革と執行体制の見直し（DXの推進、人員の戦略的活用、効果的な体制づくり、事業の効率化）				
<p>東京都主催の「こども家庭センター体制強化事業研修」に、子ども家庭支援センターおよび各こども家庭センターの職員を計画的に受講させ、児童福祉部門と母子保健部門が一体となり、妊娠前から就学前まで切れ目ない包括的な相談支援が行える体制を整備する。</p> <p>あわせて、特別区専門研修や子ども家庭支援センター主催の課内研修への受講を積極的に促進し、職員の専門性および実践力の向上を図ることで、こども家庭センター全体の支援体制の強化につなげる。</p>				
【STEP 4】 効果を高めるための事業内容の見直し（事業のやり方や内容の変更）				
<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な子ども家庭支援センターとこども家庭センターとの連絡会の開催 ・地域健康課で実施している外部関係機関連絡会への参加 ・地域健康課事業に参加し、対象者のニーズに応じたサービス案内 				
(9) 令和7年度業務量見込み	⇒	(10) 令和8年度業務量見込み	⇒	(11) 見直し後の業務量見込み
年間 1,090時間		年間 1,090時間		年間 1,090時間
会計年度任用職員 0時間		会計年度任用職員 0時間		会計年度任用職員 0時間
(12) 改善策に対する評価	<p>引き続き、児童福祉機能と母子保健機能の両機能が連携して計画的な支援を推進できる包括的な連携体制を構築するとともに、こどもの成長段階に応じ、両機能の関連事業から支援対象者を拾い上げやすいような体制を検討するなど、妊娠前から子育て期までの切れ目ない予防的支援を行うこと。</p>			

No.	30			
(1) 部局名	こども未来部			
(2) 事業名 (取組名)	法外援護 (地域型保育事業)			
(3) 選定理由	申請の手続や利用調整後の内定通知の業務などについて、「びったりサービス」等を利用し、オンライン化することによって区民の利便性の向上と事務の効率化が図れないか検討されたい。			
(4) 事業目的	待機児解消に向けた取組みとして、区内の空き店舗等を活用し、定員19名以下の利用定員とする小規模保育事業及び事業所内保育事業を整備することで保育サービスの拡充を図り、児童福祉の増進に資することを目的とする。			
(5) 事業概要	<p>低年齢児の保育需要に対応するため、民間事業者による定員19名以下の小規模保育所や事業所が従業員の子ども等を保育する事業所内保育所を区が認可している。</p> <p>利用にあたっては、区が申し込みを受け付け、利用調整の上、各施設にあっせんするが、施設と保護者の直接契約となる。</p> <p>国が定める地域型保育給付費に加え、法外援護費を支給することで保育の質の向上を図る。</p> <p>令和7年4月1日現在 小規模保育施設 25施設、定員449人 事業所内保育施設 3施設 地域枠定員16人 (従業員枠を含む総定員50人)</p>			
(6) これまでの経過と課題	<p>【オンライン申請の取り組み経過】</p> <p>選定理由に挙げられる申請手続のオンライン化については、以下経過のとおり導入し、区民の利便性の向上を図っている。</p> <p>令和5年7月 認可及び地域型保育施設の変更届、退園届などの在園に関する各種手続きに限定して開始</p> <p>令和6年5月 在園世帯の保育の要件を確認する状況申告書 (現況届) に対象を拡大</p> <p>令和6年12月 令和7年4月入所二次申請から新規入所申請の受付を開始</p> <p>【実績】</p> <p>令和7年度4月から配布を開始した入園のしおり及び在園世帯に配布している各種手続きの冊子に、オンライン申請について掲載したことにより、4月以降の各種手続きのオンライン申請率は20%前後、入所申請は5%前後の実績。</p> <p>【課題】</p> <p>入園審査、在園管理の事務処理の関係上、オンライン申請のデータを紙に出力せざるを得ない。そのためオンライン申請件数の増加に比例し職員の業務量が増加する。また保育システムも国が進めるシステム標準化前のシステムである。</p> <p>【令和7年度 (7月以降) の予定・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域型保育事業関係ではないが、保護者が行う手続きとして「認可外保育施設等保護者負担軽減補助金」のオンライン申請受付を開始する (令和7年度1期分～)。 ・第1期分について、全体の10%前後 (約200件) の実績を見込む。今後オンライン申請件数は加速度的に増加するものと想定される。 ・同手続きは補助金の請求も兼ねていることから、正確な申請情報の入力が必要とされる。一方で、申請プラットフォームにおいては、制度に即した複雑な入力情報のチェック機能を持たせられない。このため、申請情報に不備等が認められた際の申請者対応による職員業務負担の増加が懸念される。 			
(7) 令和8年度の具体的な改善策		(8) 令和9年度以降の具体的な改善策		
【STEP3】 業務改革と執行体制の見直し (DXの推進、人員の戦略的活用、効果的な体制づくり、事業の効率化)				
(保護者補助金) RPAの導入検討や他自治体事例、区への申請事例の研究を進めて業務習熟度の向上を図ることで、効率的かつ正確な事務執行体制を構築する。		システム標準化に向けたシステム更改にあわせて、必要なシステム機能を整理し、システムベンダーと機能追加や仕様に関する協議を進め、業務効率化を実現する。		
【STEP4】 効果を高めるための事業内容の見直し (事業のやり方や内容の変更)				
(入所申請) 保護者の利便性を優先させるためオンライン手続きの対象を拡大する。また国が定めるシステム標準化の仕様ではマイナポータル連携も機能に含められており、システム更新後の機能も見定める。		システム標準化後に国、都のシステムの連携。 マイナポータル後継システムの機能等検討。		
(9) 令和7年度業務量見込み	⇒	(10) 令和8年度業務量見込み	⇒	(11) 見直し後の業務量見込み
年間 615時間		年間 738時間		年間 738時間
会計年度任用職員 0時間		会計年度任用職員 0時間		会計年度任用職員 0時間
(12) 改善策に対する評価	<ul style="list-style-type: none"> ・区民の安全・安心を担保し、区民サービスを高めることを第一に考え、現状の方法にとらわれず、考えうる手段について検討すること。 ・オンライン手続きの対象拡大に合わせて業務量の削減に向けたバックオフィスの改善を図ること。 			

No.	31			
(1) 部局名	こども未来部			
(2) 事業名(取組名)	家庭福祉員制度			
(3) 選定理由	本事業において、効果測定手法として毎年利用者へのアンケートを行っている。利用者である区民の利便性向上及び職員の負担軽減の観点からDX推進を図り、LoGoフォーム等の機能を活用できないか検討されたい。			
(4) 事業目的	児童の保育に熱意及び経験を有する者が、家庭的かつ安全な環境のもと保育サービスの提供を行うことをもって、児童福祉の向上を図ることを目的とする。			
(5) 事業概要	<p>家庭福祉員が個人宅又は区内8つのグループ保育室において、家庭的環境の中で保育を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■家庭福祉員受託状況(令和7年4月時点) ※()内は受託児童数 <ul style="list-style-type: none"> ・個人宅家庭福祉員数: 5人(13人) ・グループ保育室家庭福祉員数: 16人(41人) ■受託時間 <ul style="list-style-type: none"> 8時から17時までうち8時間以内(土曜保育は家庭福祉員により応相談) ■保育料 <ul style="list-style-type: none"> 月額23,000円(諸雑費含む) ※令和5年10月から第2子無償化、令和7年9月からは第1子無償化(諸雑費3,000円を除く。) 延長保育料 30分につき250円 			
(6) これまでの経過と課題	<p>【アンケート実施の経過】</p> <p>平成28年より家庭福祉員の保育の質向上や保護者ニーズの把握を目的として、家庭福祉員制度を知ったきっかけや利用に至った理由、満足度、その他の意見を聞き取るため、毎年3月時点で家庭福祉員に受託している保護者を対象に所定の用紙を配布してアンケートを開始した。</p> <p>【直近3か年の実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度: 回答者63名(対象者76名、回答率82%) ・令和5年度: 回答者63名(対象者70名、回答率90%) ・令和6年度: 回答者52名(対象者58名、回答率90%) <p>【課題】</p> <p>アンケート用紙を自筆で記入することへの保護者の負担感、より多くの回答を集めるためアンケート用紙提出の手間を軽減する視点から家庭福祉員経由での提出も認めていることから、本心による回答を躊躇してしまう恐れがある。また、実施時期が年度末に差し迫った時期であることから、業務繁忙期に回答内容を集計する際の職員の事務負担や文書管理が挙げられる。</p>			
(7) 令和8年度の具体的な改善策		(8) 令和9年度以降の具体的な改善策		
【STEP3】業務改革と執行体制の見直し(DXの推進、人員の戦略的活用、効果的な体制づくり、事業の効率化)				
LoGoフォームを活用したアンケートを実施することで、保護者の回答に対する負担感を軽減するとともに、より精度の高い感想や意見を募る。		収集した意見を研究し、さらなるサービスの向上を図る。		
【STEP4】効果を高めるための事業内容の見直し(事業のやり方や内容の変更)				
保護者の利便性の向上と職員の事務負担軽減の視点から、LoGoフォームによるアンケートを実施する。		サービスの向上と職員の事務負担軽減を目的として、自治体AIの活用等による意見の集約を行う。		
(9) 令和7年度業務量見込み	⇒	(10) 令和8年度業務量見込み	⇒	(11) 見直し後の業務量見込み
年間 4時間		年間 1時間		年間 1時間
会計年度任用職員 0時間		会計年度任用職員 0時間		会計年度任用職員 0時間
(12) 改善策に対する評価	<ul style="list-style-type: none"> ・区民の安全・安心を担保し、区民サービスを高めることを第一に考え、現状の方法にとらわれず、考えうる手段について検討すること。 ・オンラインでのアンケートを令和7年度中に開始できるよう調整すること。 			

No.	32			
(1) 部局名	こども未来部			
(2) 事業名(取組名)	育児応援券事業			
(3) 選定理由	本事業は子育て中の方が区立保育園で保育体験などを行うに当たり、事前に利用希望園に直接または電話で申し込むスキームになっている。利用者である区民の利便性向上及び職員の負担軽減の観点からDX推進を図り、「マイ保育園」の仕組みを活用して申込方法を電子申請にし、実施園に訪問することなく申請が完了するスキームにできないか検討されたい。			
(4) 事業目的	妊娠・出産・子育てに関する不安や負担感を軽減するとともに、妊婦・乳幼児・保護者における心身の健康維持・増進を図るため、区立保育園で情報提供、子育て相談・助言及び保育体験など切れ目のない支援を行う。			
(5) 事業概要	<p>・育児応援券事業</p> <p>区立保育園で、「保育体験」の機会を提供するもの。「保育体験」では、保育の観察・参加、給食の試食を行うほか、妊娠期の過ごし方から育児全般に係る相談もあわせて実施している（平成28年度から、給食試食のサービスを設けたこととあわせ、「育児応援券」のしくみを導入）。</p> <p>育児応援券を利用する「保育体験」は、原則1園あたり1日1組の受入としており、日程調整やアレルギー情報等試食に係る忌避事項の確認などのため、往復のやり取りが不要な電話予約（または来園予約）の手法をとっている。</p> <p>※育児応援券は、母子手帳交付時のほか、保育園、保育サービス課で配布</p> <p>参考：マイ保育園登録制度（令和6年5月～本格実施）</p> <p>1家庭1園を「マイ保育園」として登録いただき、地域子育て支援情報等の提供を行うもの。これは、氏名・生年月日等最低限の児童情報の提供で足りるため、LoGoフォームによる手続きを採択している。</p> <p>なお、育児応援券は、マイ保育園登録園以外の園でも利用可能である。</p>			
(6) これまでの経過と課題	<p>【育児応援券 利用実績（区立保育園）】</p> <p>令和4年 245件 令和5年 433件 令和6年 408件</p> <p>（利用回数に実質制限がないため延べ件数となる。）</p> <p>育児応援券の利用自体に増減はあるものの、通常の電話等による育児相談や園庭利用の状況を鑑みると、在宅子育て家庭から一定の潜在需要はあると見られる。区HP、LINE、公式X等で周知を図っているが、今後もより多くの在宅子育て家庭に利用してもらえるよう、積極的にPRしていくことが必要である。</p> <p>【課題】</p> <p>保育体験（育児応援券事業）を電子申請化することで、時間を問わずに申請ができ、利用者の利便性は向上することが予想される。一方で、入力情報の多寡によっては、かえって申請者の負担となることも懸念される。また、保育園という環境上、職員が常時端末をチェックできる体制をとることは難しく、申請を受け付けた後、園から利用者に受入の可否を伝えるまでに一定の時間を要しうるのが課題となる。こうした課題も含め、電子申請化に向けた見直しを図っていく。</p>			
(7) 令和8年度の具体的な改善策		(8) 令和9年度以降の具体的な改善策		
【STEP4】 効果を高めるための事業内容の見直し（事業のやり方や内容の変更）				
直前の利用希望などを除いて、育児応援券事業に電子申請を一部導入し、安全安心を担保しながら保育体験の受入が可能か、利用者数の伸びや保育所職員の負担増減を含め、有効性を検証する。		利用状況の推移を見つ、利用者・保育所双方にとって有益な予約システムの構築を検討する。		
(9) 令和7年度業務量見込み	⇒	(10) 令和8年度業務量見込み	⇒	(11) 見直し後の業務量見込み
年間 90時間		年間 77時間		年間 77時間
会計年度任用職員 0時間		会計年度任用職員 0時間		会計年度任用職員 0時間
(12) 改善策に対する評価	区民の利便性の向上を図るため、育児応援券の利用については、手続きの簡素化に向けた見直しを検討すること。その上で、オンライン申請の導入や育児応援券のデジタル化など、DXによるBPRを検討すること。			

No.	33			
(1) 部局名	まちづくり推進部			
(2) 事業名(取組名)	がけ等整備事業			
(3) 選定理由	<p>がけ等アドバイザーを派遣し工法提案等を行っているが、整備工事費用が高額となることから、改善指導から改善着手に至らないケースが多く、助成制度の活用も年間数件にとどまっている。</p> <p>令和6年度に実施した「がけ等対策検討委託」の内容に基づき、「がけ等アドバイザー派遣制度」のあり方含め、実態に即した助成制度の見直しについて検討されたい。</p>			
(4) 事業目的	台風や集中豪雨、地震等によるがけ崩れ災害から区民の生命・財産を守るため。			
(5) 事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 危険ながけ及び擁壁(以下「がけ等」という)の整備工事に必要な資金の一部を助成 がけ改善に向けた専門家派遣による相談及び工法提案等の支援 			
(6) これまでの経過と課題	<p>区内には民地を含め高さ2mを超えるがけ等が約6,500箇所ある。</p> <p>平成21年度から、がけ等を整備する工事費用の一部を助成する制度を開始した。平成29年度からは所有者に個別訪問又は通知により改善依頼を開始し、さらに令和4年度からは、がけ等の整備工事に精通している者を派遣する「がけ等アドバイザー派遣」を開始した。</p> <p>区内には無数のがけ等が存在する中、これまでは一律的な支援を行ってきたが、近年は首都圏も台風等の風水害が激甚化・頻発化しており、かつ行政資源が限られる中、選択と集中の観点から、より効率・効果的ながけ等対策が急務となっている。</p> <p>以上から、令和6年度に実施した「がけ等対策検討委託」の結果を活用するとともに、物価高騰など社会状況や他区の助成実績を踏まえ、着実ながけ等の整備工事の実施へとつながる助成・支援制度の在り方を検討し、見直しを図る。</p>			
(7) 令和8年度の具体的な改善策		(8) 令和9年度以降の具体的な改善策		
【STEP1】 事業の必要性・主体の見直し(事業見直しによる統廃合、実施主体見直しによる廃止)				
近年、首都圏においても台風等の風水害が激甚化・頻発化している。がけ崩壊による区民の生命・財産を守るため、本事業を継続していく必要がある。		左記の理由から、令和9年度以降も引き続き区主体で実施していく。		
【STEP2】 実施手法の見直し(民間や外郭団体等を活用した委託、公民連携の推進)				
がけ等アドバイザー派遣は、民間の知見も活用し対応していくことが可能であるため、導入当初から専門業者に委託している。一方、国の補助金については、事務手続きが非常に複雑であるため、引き続き区主体による助成受付から交付までの事務を行っていく。		効率・効果を高める上で、民間の知見やノウハウを活用できるものは引き続き積極的に導入していく。		
【STEP3】 業務改革と執行体制の見直し(DXの推進、人員の戦略的活用、効果的な体制づくり、事業の効率化)				
令和6年度調査結果を踏まえ、がけ崩れによる影響が大きいと想定される、特に重要度の高い公道等に面するがけや土砂災害防止法の区域内にあるがけ等の改善を最優先とし取り組んでいく。		<ul style="list-style-type: none"> ・当面の間は、重要度の高いがけ等の改善支援(普及啓発・相談対応等)に注力していく。 ・継続して効果検証を実施する。その上で適時適切に見直しを行い、最適化を図っていく。 		
【STEP4】 効果を高めるための事業内容の見直し(事業のやり方や内容の変更)				
①助成制度:助成基準・要件の見直しに加え、近年の物価高騰等の影響を踏まえた助成金額の見直しを併せて行う。		<ul style="list-style-type: none"> ・左記の方針に基づき、がけ等の改善支援を進めていく。 ・制度見直し後の実績や利用者ニーズを踏まえた効果検証を実施する。その上で適時適切に見直しを行い、最適化を図っていく。 		
②アドバイザー派遣:建築技術の知見を有する事業者に委託してきたが、がけ等の改修には土木技術の観点も必要である。これを踏まえ、より有用性の高いアドバイザーを派遣できるよう事業検討していく。				
(9) 令和7年度業務量見込み	⇒	(10) 令和8年度業務量見込み	⇒	(11) 見直し後の業務量見込み
年間 364時間		年間 364時間		年間 364時間
会計年度任用職員 107時間		会計年度任用職員 107時間		会計年度任用職員 107時間
(12) 改善策に対する評価	<p>がけ等アドバイザー派遣について、活用後の効果検証を行い、相談体制のあり方について検討を行うこと。</p> <p>また、がけ等対策検討委託で見直した所有者への働きかけやリーフレット配布についても、その後の検証を行うこと。</p> <p>助成制度そのものについては、助成金額の見直しを行うにあたって、特定財源の確保に努めること。</p>			

No.	34			
(1) 部局名	都市基盤整備部			
(2) 事業名(取組名)	交通安全推進事業			
(3) 選定理由	『第11次大田区交通安全計画』では、30歳代から50歳代の自転車交通事故発生件数が多いことが示されているとともに、交通ルールの不徹底が原因の自転車交通事故は平成29年頃から増加傾向にあり、令和2年には全自転車交通事故のうち半数近くを占めていることも示されている。道路交通法の改正に伴い、自転車の交通違反に対する罰則が強化されることを踏まえ、特に、30歳代から50歳代の交通ルールの徹底に繋がる効果的な取組を検討されたい。			
(4) 事業目的	交通事故や交通公害から区民生活を守り、安全で快適な生活環境を維持することを目的とし、交通安全教育や意識啓発を行い、交通死亡事故ゼロのまちを目指している。			
(5) 事業概要	従前施策の継続を基本としつつ、交通安全啓発活動等については、社会状況を注視しながら見直しを行う。 交通安全教育では、年齢層ごとに学ぶべき交通ルールが異なるため、年齢層別に交通安全教育を受ける機会を提供する。			
(6) これまでの経過と課題	<p>【経過・実績】</p> <p>30歳～50歳代の世代(社会人)に向けた自転車の交通ルールの周知・啓発については、これまで①子育て世代向け(児童館での講話、3歳児健診でのリーフレット・チラシ配布など)、②企業向け(都自転車安全利用TOKYOセミナーの誘致、事業所等での自転車交通安全教室(外部委託))、③その他一般向け(OTAふれあいフェスタ等での周知、公共交通機関などへのポスター掲示、自転車利用者への街頭啓発活動(外部委託含む)など)を警察や交通安全協会などと連携しながら実施している。</p> <p>区内の自転車事故のうち30歳代から50歳代の占める割合は令和3年以降減少(令和2年:48.1%→令和6年:40.7%)に転じている。</p> <p>【課題】</p> <p>自転車は免許なしで気軽に乗れることから、車と同様に交通ルールを守るという意識が薄い。そのため、社会人向けの講習会などは開催しているが、子どもや高齢者向けの事業と比較し集客や周知の機会が少ない。また、交通安全意識の高い人は講習会等に参加するが、興味の無い人には伝わりにくい。</p> <p>自転車事故は「運転操作不適」や「もらい事故」が多く、交通ルールの徹底は自転車事故の件数の削減には一定程度の効果はあるものの、限界がある。そのため区の施策に対する直接的な効果指標として反映されにくい側面がある。</p>			
(7) 令和8年度の具体的な改善策		(8) 令和9年度以降の具体的な改善策		
【STEP2】実施手法の見直し(民間や外郭団体等を活用した委託、公民連携の推進)				
<ul style="list-style-type: none"> ●包括連携企業(損保会社)に顧客ネットワークを活用した自転車ルールや青切符制度の啓発チラシの配布を依頼し、周知啓発を図る。その効果として「安全意識の向上」「事故件数の削減」「損保会社の保険金支払額抑制」につながる。 ●区としては効率的な啓発が可能となり、損保会社としては支払保険金額抑制によるコスト削減、社会貢献活動としてのPR効果が期待できる。 		<ul style="list-style-type: none"> ●令和8年度の改善策に加え、区内自転車店と連携し、自転車購入時やメンテナンス時の来客に対し、自転車安全利用の啓発を依頼する。 		
【STEP3】業務改革と執行体制の見直し(DXの推進、人員の戦略的活用、効果的な体制づくり、事業の効率化)				
<ul style="list-style-type: none"> ●交通事故統計を区ホームページに掲載しているが、併せて公式Xでターゲット層の自転車事故に特化した内容を直接的に発信する。 		同左		
【STEP4】効果を高めるための事業内容の見直し(事業のやり方や内容の変更)				
<ul style="list-style-type: none"> ●包括連携企業など区内企業に対し「自転車安全利用TOKYOセミナー」の案内を直接行い、従業員のセミナー受講者の増加を図る。 ●散走事業の参加者はターゲット世代が多いことから、参加者に対し安全教育を行うことで大きな効果が期待できる。 ●反則金制度に伴う警察の自転車の取締りの強化は、従来意識の低かった自転車のルールの習得意欲の高揚につながる大きな機会である。しかし現時点では取締りの方法など不確定な要素が多くあることから、これまでの自転車の安全利用の周知啓発の取組に加え、反則金制度の周知を警察等と連携しながら重点的に実施する。 		同左		
(9) 令和7年度業務量見込み	⇒	(10) 令和8年度業務量見込み	⇒	(11) 見直し後の業務量見込み
年間 8,100時間		年間 8,100時間		年間 8,100時間
会計年度任用職員 3,300時間		会計年度任用職員 3,300時間		会計年度任用職員 3,300時間
(12) 改善策に対する評価	効果的な交通安全対策の推進のため、包括連携企業以外の民間企業も視野に入れた公民連携を積極的に検討するとともに、さらなる事業効果の向上を図ること。また、事故発生件数の減少に向けて、多様な情報発信手段を活用した交通安全啓発やセミナーの参加者増加を図り、区民の交通安全意識向上につながる取組を推進すること。			

No.	35			
(1) 部局名	都市基盤整備部			
(2) 事業名(取組名)	MyCityReport(道路損傷通報システム)の試行			
(3) 選定理由	令和7年度予算編成における査定経過を踏まえ、本事業の目標指標(令和7年度新規登録者数:前年比150%)の達成状況及び費用対効果を分析し、本アプリの本格運用の是非を検討されたい。その際には「国土交通省道路緊急ダイヤル(#9910)」(LINE通報アプリを含む)等の代替手段の活用も併せて検討されたい。			
(4) 事業目的	まちで見つけた「こまった」をスマートフォンアプリを使用して区民から通報してもらうことで、区民側の連絡手段の多様化を図り、区側は、区の職員のみでは即時発見困難な情報を迅速に入手できるようにすることで、より安心安全なまちづくりを行う。			
(5) 事業概要	<p>区民が道路の損傷等を見つけた際に、スマートフォンを使って、位置情報、画像およびコメントを区へ通報できる。区は通報情報を確認の上、対応した内容をアプリを通じて区民へ返信する。</p> <p>大田区では「道路の穴ぼこ・段差、ガードレールの損傷、カーブミラーの損傷・傾き、街路灯の不具合、区設掲示板の損傷についてを通報項目としている。</p>			
(6) これまでの経過と課題	<p>大田区では令和4年度から運用を開始、査定結果を踏まえ令和7年度は事業目標及び事業期間を設定した上での試行延長となった。</p> <p>My City Report(以下、「MCR」という)については、電話等従来の連絡手段と同様に日常的に利用されるツールとなることを目標としてPRを進めてきたが、新規登録者数が前年度比150%に未達成なこと、ランニングコストの増大(令和6年度180万円→令和7年度216万円)が課題となっている。</p> <p>MCRを活用することで、連絡手段の多様化による区民の利便性向上、区の職員のみでは即時発見困難な道路損傷情報を迅速に入手することができているが、令和6年度から「国土交通省道路緊急ダイヤル(LINE通報アプリ)」が全国的にサービス運用を開始した。</p> <p>この運用を受け、大田区内でもLINEを使った通報が可能となり、通報者はMCRとLINEどちらかを選択して通報ができる状況になった。</p> <p>また、LINEは全国的に展開しており、自治体の負担は無料、かつ利用者はLINEに友達登録するだけで通報できるというメリットもある。</p> <p>現状、道路損傷通報システムはMCR、LINE通報アプリと複数あり、令和8年度以降MCRの事業見直しが必要となっている。</p>			
(7) 令和8年度の具体的な改善策		(8) 令和9年度以降の具体的な改善策		
【STEP1】事業の必要性・主体の見直し(事業見直しによる統廃合、実施主体見直しによる廃止)				
令和8年度予算編成では、MCRを予算要求しない(MCR退会)。				
【STEP2】実施手法の見直し(民間や外郭団体等を活用した委託、公民連携の推進)				
道路損傷通報システムについては、MCRを退会し、「国土交通省道路緊急ダイヤル(LINE通報アプリ)」に一元化を進める。		「国土交通省道路緊急ダイヤル(LINE通報アプリ)」を区報・区HP等を活用して周知していく。		
【STEP3】業務改革と執行体制の見直し(DXの推進、人員の戦略的活用、効果的な体制づくり、事業の効率化)				
道路損傷通報システムを一元化することで事業の効率化を図るとともに、毎年度の費用負担の軽減(令和7年度216万円)につながる。		MCRの毎年度の費用負担の軽減(令和8年度216万円)につながる。 ※区内人口75万人超えて288万円に増額。		
(9) 令和7年度業務量見込み	⇒	(10) 令和8年度業務量見込み	⇒	(11) 見直し後の業務量見込み
年間 60時間		年間 135時間		年間 135時間
会計年度任用職員 0時間		会計年度任用職員 0時間		会計年度任用職員 0時間
(12) 改善策に対する評価	「国土交通省道路緊急ダイヤル(LINE通報アプリ)」に一元化する方針を進めること。一元化することにより、通報件数が減少することがないよう、MCRの廃止に当たっては、丁寧な区民への周知を行うこと。また、変更に伴う事業の効果検証については確実に実施すること。			

No.	36	
(1) 部局名	資源環境部	
(2) 事業名(取組名)	18色の緑づくり支援	
(3) 選定理由	『第2次大田区環境基本計画』において、「環境×生活」の視点で「身近な場所で水や緑に親しめると感じている区民の割合」を指標に設定しており、その現状値は58.8%（2024年度実績）、目標値は62%（2030年度）となっている。本事業は、この目標を達成するために不可欠な取組であるため、区民のみならず区内事業者の主体的な取組の支援や公民連携手法の活用を検討されたい。	
(4) 事業目的	グリーンプランおおたに掲げる基本方針「地域力を活かし、笑顔につながるみどりをみんなで育てます」「大田区ならではの誇れる多様なみどりを未来へ引き継ぎます」を実行するため、貴重な緑を保全・育成する。	
(5) 事業概要	地域力を生かした事業の一環として、各特別出張所で花を選定し、花苗・種などを配布して地域で育成する。	
(6) これまでの経過と課題	<p>【経過】 東京2020オリンピック・パラリンピックを花と緑で彩る目標のもと、平成25年に開始し、主に町会・自治会を対象として各地区における花苗・種、プレート等の配布および育成に関するサポート事業を実施している。</p> <p>【実績】 ■花苗等の配付：特別出張所に予算再配当し、特別出張所で購入、配付する。 ■育成講習会：令和元年度：9回252人、令和2年度：1回15人、令和3年度：2回44人、令和4年度：5回145人、令和5年度：2回35人、令和6年度：3回54人 ■出張指導：令和元年度16回、令和2年度：13回、令和3年度：14回、令和4年度：4団体、令和5年度：1団体、令和6年度：0団体</p> <p>【課題】 事業開始から10年以上経過しているが、主に特別出張所経由で町会に花苗を配布する内容は変わっておらず、現状の仕組みでは花の育成場所を新たに提供することは困難である。また育成場所に関しての条件付けないことから管理や成果にばらつきがあり、費用対効果を図ることが難しい。</p> <p>【方向性】 現行の配付内容や対象を見直すとともに、一方で他の地域団体と連携し広がりを見せている好事例については、適切な継続方法を検討する。なお、本事業の対象が個人や小規模団体であり、ケース毎の企業との連携づくりは時間を要するため、現時点では公民連携の手法は難しい。</p>	
(7) 令和8年度の具体的な改善策	(8) 令和9年度以降の具体的な改善策	
【STEP1】事業の必要性・主体の見直し（事業見直しによる統廃合、実施主体見直しによる廃止）		
・これまで特別出張所毎に行っていた購入、配付事務を環境政策課で一括して行うことで、特別出張所における業務量を削減し、事業の効率化を図る。また、花の植え付け情報の報告を開始し、事業の透明性を確保するとともに関係者の連携強化を目指す。		
【STEP4】効果をもとめるための事業内容の見直し（事業のやり方や内容の変更）		
・新たな団体等への広報を開始し、事業認知度をより高める。		
(9) 令和7年度業務量見込み	(10) 令和8年度業務量見込み	(11) 見直し後の業務量見込み
年間 206時間	⇒ 年間 276時間	⇒ 年間 276時間
会計年度任用職員 0時間	⇒ 会計年度任用職員 0時間	⇒ 会計年度任用職員 0時間
(12) 改善策に対する評価	事業のスキーム変更にあたっては、特別出張所を含めた区全体の業務の効率化を図ること。あわせて、現在参加中の自治会・町会に対して丁寧に説明を行い、これまでより手続等に負担が生じないよう可能な限り配慮すること。2030年度目標の達成に向けて、緑化の好事例を積極的に周知し、区民や事業者の参加意欲を高めながら、事業の有効性と効率性を向上させること。	

No.	37			
(1) 部局名	資源環境部			
(2) 事業名(取組名)	一般普及広報事業			
(3) 選定理由	『第2次大田区環境基本計画』で掲げる「環境配慮行動へのきっかけ」において、若年層はSNSによる情報取得が中心となっていることやLINEやYouTubeの利用率が高まっていることが示されている。 その中で、「みんなでごみを減らそうよ」の冊子については、6,200部発行し小学生の社会科学習の副読本として使用している。児童一人ひとりにタブレット端末が配備されていることを踏まえ、冊子の発行部数を削減するとともに、より学習効果を高める工夫を検討されたい。 また、教育委員会との連携を図り、本事業の有効性を高めること。			
(4) 事業目的	区民が、ごみの減量に関する知識を習得することにより、生活の中でごみを減らすための行動変容につなげる。			
(5) 事業概要	小学生4年生の環境学習副読本として使用される「みんなでごみを減らそうよ」の作成、一般的な広報物として作成される「大田区清掃とリサイクル」、区民イベント等で配布するペーパークラフトにより幅広く周知を図る。			
(6) これまでの経過と課題	【経過】【実績】 「みんなでごみを減らそうよ」の冊子は、小学校4年生向けの社会科学習の副読本として使用されており、毎年内容を更新して区内児童に1人1冊ずつ提供している。令和7年度中に、区内小中学校で児童が使用するタブレット端末に大田区・環境学習ホームページのショートカットを実装予定。これによって、「みんなでごみを減らそうよ」のPDFファイルの閲覧が可能となる。 【課題】 現在、区内全小学校の児童一人一人にタブレット端末が配備されているが、教育現場からは、「教材でも一部デジタル化が進んでいるが、ほとんどが紙媒体のため、そちらのほうが使いやすい。また、授業で頻繁に使うものではないため、紙媒体の方が負担が少ない。」との意見があったため、紙媒体での発行を継続しているが、冊子の発行部数の精査は必要であると考え。児童に環境についての意識をより定着させ、学習効果を高めるために、児童が使用するタブレット端末に「みんなでごみを減らそうよ」のデジタル版の導入を検討するとともに、その他環境学習の普及啓発事業との連携可能性について検討していくことが必要である。また、紙媒体としての啓発冊子のあり方について検討し、紙とデジタルの役割をどのように配分するかが課題である。			
(7) 令和8年度の具体的な改善策	(8) 令和9年度以降の具体的な改善策			
【STEP3】業務改革と執行体制の見直し(DXの推進、人員の戦略的活用、効果的な体制づくり、事業の効率化)				
教材のデジタル化による「みんなでごみを減らそうよ」冊子のあり方について見直しを行い、印刷部数の精査が可能か検討を行う。精査が可能であれば、印刷部数の減を行う。	「みんなでごみを減らそうよ」のデジタル化について、教育現場の声などの現状把握に努め、冊子との住み分けについての検討を行う。			
【STEP4】効果をもとめるための事業内容の見直し(事業のやり方や内容の変更)				
・現在、指導主事及び小学校の先生に、校正前の冊子校正作業のみを依頼しているため、校了まで関わってもらえるような協力体制の検討を行う。 ・「みんなでごみを減らそうよ」についてアンケート調査などを行い、啓発冊子の必要性・有効性について現状の把握に努め、教育との連携による行動変容の効果検証と、その結果を活用した内容の改善を行う。	左記のアンケート調査結果に基づいて、内容の改善を行い、継続して効果検証を行う。			
(9) 令和7年度業務量見込み	⇒	(10) 令和8年度業務量見込み	⇒	(11) 見直し後の業務量見込み
年間 118時間		年間 118時間		年間 118時間
会計年度任用職員 0時間		会計年度任用職員 0時間		会計年度任用職員 0時間
(12) 改善策に対する評価	より多くの行動変容につながるよう効果検証と必要な改善を行うとともに、紙媒体とデジタル媒体の特性を整理し、環境意識の定着とごみ減量や資源循環の理解を深める最適な普及啓発手法を検討すること。			

No.	38			
(1) 部局名	資源環境部			
(2) 事業名(取組名)	資源プラスチック回収事業(資源プラスチック運行管理システム)			
(3) 選定理由	資源プラスチック運行管理システム導入によるメリットのひとつに、収集ルートの効率化による車両台数の削減に伴う環境負荷低減と予算の削減がある。今年度より区内全域でのプラスチック回収が開始されたことに伴い、本システム導入による効果を分析した上で、資源プラスチック回収及びその他収集業務の効率的な実施を検討されたい。			
(4) 事業目的	令和4年4月1日に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき、全てのプラスチックを一括回収し、温室効果ガスの排出削減をはじめとした地球環境への負担軽減、最終処分場の延命を図るものである。			
(5) 事業概要	プラスチックの回収日を新たに設定(週1回)し、小型プレス車及び軽小型貨物車を使用し回収する。回収したプラスチックは中間処理施設で選別後に、再商品化事業者へ引渡しリサイクルされる。			
(6) これまでの経過と課題	<p>【経過】 資源プラスチック回収事業では、清掃事業における慢性的な人材不足や高齢化などの運転手・作業員の業務効率等の課題解決と作業終了後の集計・報告業務のペーパーレス化による負担軽減等を図るため、ICTを活用した運行管理システムを導入している。</p> <p>【実績】 本システムの導入により、小型プレス車当初想定必要台数であった25台から21台に削減することができ、歳出予算においては年間約8千万円の削減につながるなど大幅な効果を生み出すに至った。 本システムの利点は、回収車両にGPS付タブレット端末を搭載し、区及び回収委託事業者(事務局)に運行管理用PCを設置することで、収集状況・日報等をリアルタイムで共有し、さらに、回収・運搬に関連したあらゆるデータを集約・分析し、プラスチック回収事業の区内全域展開時の最も効率的な回収ルート・車両台数の算出が可能な点である。 令和6年度は、プラスチック回収事業の令和7年4月区内全域実施に向けて、回収・運搬に関するデータを集約・分析し、集積所1か所あたりの回収時間や回収量を算出し、その結果をもとに効率的な回収ルートの生成及び清掃車両の必要台数を検証した。</p> <p>【課題】 今後は、プラスチック以外の品目回収への活用に加え、本システムの回収業務以外の機能を活用した業務改善や地域課題の解決、区民サービスの向上の検討が課題として挙げられる。</p>			
(7) 令和8年度の具体的な改善策		(8) 令和9年度以降の具体的な改善策		
【STEP3】業務改革と執行体制の見直し(DXの推進、人員の戦略的活用、効果的な体制づくり、事業の効率化)				
本システムを活用した地域課題解決を目的に他部署との連携を図る。例えば、毎日まち中を走行している清掃車両へ本システムを搭載することにより、不法投棄や道路の異常、不審者、空き家情報などについて担当部署とのリアルタイムでの画像、情報共有が可能となるため、部署間連携によってまちを守るスマートシティ機能の活用も検討していく。		災害時において、本システムの地図情報連携により道路状況や集積所の情報が即時にタブレット上で共有、把握できることから、支援をする・受ける場合もスムーズな災害廃棄物収集作業が可能となる。そのため、本システムを活用した他自治体との災害時連携を図っていく。		
【STEP4】効果をも高めるための事業内容の見直し(事業のやり方や内容の変更)				
プラスチック以外の品目(古紙・かん等)回収への本システム導入を図る。また、回収業務以外への活用を図るため、ふれあい指導やごみの排出が困難な高齢者宅の戸別収集、事業者への立ち入り指導、持ち去りバトロールなどの活用を検討する。		プラスチック、資源回収へのシステム導入効果を精査し、可燃ごみや不燃ごみを含む他収集への導入を検討していく。		
(9) 令和7年度業務量見込み	⇒	(10) 令和8年度業務量見込み	⇒	(11) 見直し後の業務量見込み
年間 159時間		年間 159時間		年間 159時間
会計年度任用職員 0時間		会計年度任用職員 0時間		会計年度任用職員 0時間
(12) 改善策に対する評価	引き続きシステム導入効果を分析し、業務の効率化を図ること。また、他の回収業務への展開及び他事業での活用に向けて、想定される課題を事前に整理し、円滑な導入が可能となるよう関係部署と十分に調整を行い、区民サービスの向上につながるよう、計画的に進めること。			

No.	39			
(1) 部局名	教育総務部			
(2) 事業名 (取組名)	放課後こども教室における自主学習支援			
(3) 選定理由	<p>児童の学習習慣の定着と基礎学力向上のため、宿題や自主的な学習の支援・指導を行うことで、こどもたちの学びたいという意欲を育てる目的とし、「学校内学童」と「放課後こども教室」と一体的に実施している。授業の理解に不安を抱えるこどもや、家庭での学習機会が限られているこどもへの支援として有意義な取組である一方で、事業の実施状況、参加率や継続率などから、参加した児童の学習習慣や基礎学力の変化といった視点で見た成果の把握が十分とは言えず、現在の手法が目的に対して最適なものを検討することが求められる。</p> <p>家庭環境や利用背景を踏まえたニーズの把握により、対象に即した支援のあり方を検討されたい。</p> <p>また、上記を検討した上で、目標とする参加率、継続率や学習習慣等の変化について成果指標を設定するなど、モデル校での実績等をもとに事業の有効性について検証されたい。</p>			
(4) 事業目的	児童の学習習慣の定着と基礎学力向上を図るため、「放課後こども教室」において、学習指導実績を持つ事業者を活用し、児童の宿題や自主的な学習の支援・指導を行うことで、こどもたちの学びたいという意欲を育てる。			
(5) 事業概要	週1回、「放課後こども教室」運営時間内に、児童の宿題や自主的な学習を支援・指導する。			
(6) これまでの経過と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後こども教室における自主学習支援は、令和6年度からモデル実施校6校を定め事業をスタートし、令和7年度で2年目を迎えている。 ・学習指導のノウハウを持つ事業者の活用により、週1回、こども教室等利用児童の自主的な学習を支援し、児童の学習意欲に応えた多様な学習機会を提供することで、令和6年度においては1年生の8割以上が参加を経験するなど低学年の学習のつまづきを防ぐ学習環境の整備につなげてきた。 ・一方で、令和6年度における月1回以上参加した児童の割合は約4人に1人となっており、より多くの児童に継続して参加してもらうことが今後の課題となっている。 ・この課題を踏まえ、令和7年度からは、「ほうかごスタディ」と事業愛称を設定し、児童や保護者に「いつ」「何を」やるか等を分かりやすく伝えるための工夫をし、また、年度当初において、保護者向けに「案内チラシ」を作成するなど自主学習支援の周知・広報においても積極的に取り組んでいる。 ・さらに、教材の充実や「出席カード」、「達成シート」の導入により、学ぶ楽しさや達成感を実感してもらうための工夫を図ることで、参加率やリピート率向上につなげ、全校展開に向けた効果検証を行っている。 			
(7) 令和8年度の具体的な改善策	(8) 令和9年度以降の具体的な改善策			
【STEP2】実施手法の見直し (民間や外郭団体等を活用した委託、公民連携の推進)				
全校 (59校) を複数事業者に委託し、地域ごとに異なる事業者が運営することによって、各事業者が地域の特性や傾向を踏まえた運営に注力することを可能とする。	令和8年度に引き続き、全校 (59校) を複数事業者による地域ごとの委託運営を継続し、各事業者による地域の特性や傾向を踏まえた運営体制を整備する。			
【STEP4】効果をもとめるための事業内容の見直し (事業のやり方や内容の変更)				
<ul style="list-style-type: none"> ・全校 (59校) で実施する (令和7年度6校→令和8年度59校) ・モデル実施の効果検証結果を踏まえ、事業者ノウハウを最大限活用し、周知広報の強化や更なる運営内容の充実化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、全校 (59校) で実施する。 ・各校での実施内容を精査し、各校の傾向や児童一人ひとりの特性を踏まえた指導内容となるよう適宜、見直しを行う。 			
(9) 令和7年度業務量見込み	⇒	(10) 令和8年度業務量見込み	⇒	(11) 見直し後の業務量見込み
年間 416時間		年間 1,062時間		年間 1,062時間
会計年度任用職員 0時間		会計年度任用職員 0時間		会計年度任用職員 0時間
(12) 改善策に対する評価	引き続き周知方法や実施内容等について工夫を図り効果的な実施につなげること。 全在籍児童から見た利用率など、効果指標の見直しや目標とする成果指標を設定した上での全校展開を検討すること。			

No.	40			
(1) 部局名	教育総務部			
(2) 事業名(取組名)	OGC			
(3) 選定理由	<p>OGCルーム、イングリッシュキャンプ、実用英語技能検定の公費負担など、目的に向かって多角的なアプローチをしているが、いずれも一定のコストを要することから、各事業の効果と費用について検証が必要である。</p> <p>OGCルームに関しては、VR機器を用いた没入体験の必要性について、既存のICT環境を活用した手法との比較を含めた実施手法の検討が必要である。</p> <p>また、今後のロードマップ及びマイルストーンを明確にした上で、モデル校におけるこれまでの結果を有効性・効率性・費用対効果の観点から分析するとともに、アウトカムとして定量的・定性的な効果指標を設定する必要がある。</p> <p>外国語教育指導員(ALT)による授業やイングリッシュキャンプを含めた、グローバル人材の育成に資する他の取組についても実績に基づく効果検証を行った上で、事業目的を達成するための手法について一体的に検討されたい。</p> <p>※本事業については、同じく対象事業として選定した「イングリッシュキャンプ事業」(No.41)と一体的に検討されたい。</p>			
(4) 事業目的	「国際都市おおた」の実現に資する国際教育を充実させるため、大森東小学校と羽田中学校をおた国際教育推進校として設定する。このことを通じて、語学力、主体性・積極性、異文化に対する理解など児童に多様性を認め合える心情を育成するとともに、生活の役に立つ英語力を向上させ、自己肯定感を高める。			
(5) 事業概要	<p>【小学校】</p> <p>低学年は週に2時間、中学年は週に1時間英語に関する授業時数を追加し、英語を用いたコミュニケーション学習を中心に、学年段階に応じた学びを深める。OGC学習を主に司る会計年度任用職員を採用し、児童が楽しく国際教育に係る学習を行えるようにする。また、ALTをすべての英語の時間に配置することで生きた英語に触れることができるようにする。海外体験ルーム、コミュニケーションルームを活用し、児童が主体的に学ぶことができるようにする。チャンツ、歌、会話を中心とした専用教材を用いて授業を行うことで、児童が積極的に学びを深めることができるようにする。また、低学年は音、中学年は交流、高学年は活用とテーマを設け、低学年はALTによる読み聞かせ、中学年は少人数指導、高学年は海外とのビデオレターやオンライン交流等の活動を盛り込み、興味をもって学習に取り組むことができるようにする。4～6年生がTGGに行き、実践的な英語を使った体験を行う。</p> <p>【中学校】</p> <p>英語を用いた、コミュニケーション能力の向上を図る。授業で身につけた英語の語彙や表現を使ってネイティブスピーカーでもあるALTと会話する機会を増やす。また、英語を使ったコミュニケーションの成功体験をもたせ、生徒の英語学習への意欲の向上を図る。OGC学習を主に司る会計年度任用職員を採用し、生徒が興味をもって国際教育に係る学習を行えるようにする。また、ALTをすべての英語の時間に配置することで生きた英語に触れることができるようにする。海外体験ルーム、コミュニケーションルームを新設し、生徒が主体的に学ぶことができるようにする。全校生徒がTGGに行き、実践的な英語を使った体験を行う。</p>			
(6) これまでの経過と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・おた国際教育推進校である大森東小学校において、OGCティーチャーを中心として、ALTを有効に活用したOGC科の授業展開を全学年で実施した。OGCルーム(海外体験ルーム)において、VR機器を用いた海外生活の疑似体験ができるコンテンツを活用することで、児童の学習意欲の向上につながった。また、令和6年度中に、小学校第6学年の児童を対象に実用英語技能検定5級の公費受験を実施したところ、学級の79%の児童が合格した。特色ある教育活動を積極的に実施し、児童が自信をもつことができるようにすることで、「自分のことは好きですか」という質問に対して肯定的な回答をした児童の割合が、71%から84%に向上した。 ・新たに羽田中学校をおた国際教育推進校に指定した。大森東小学校は、文部科学省の教育課程特例校制度に申請し、令和7年度よりOGC科を実施することができる教育課程特例校に指定された。 ・OGCルーム(海外体験ルーム)については、事業効果を検証しながら、環境整備を進める。 ・児童・生徒主体の英会話中心の授業を充実させるため、OGCルーム(海外体験ルーム)やALTを効果的に活用した授業改善を進める。 ・大森東小学校で得られたOGCルーム(海外体験ルーム)の効果を全小学校へ展開し、学校間の公平感をもたらせることが課題である。 			
(7) 令和8年度の具体的な改善策	(8) 令和9年度以降の具体的な改善策			
【STEP4】 効果を高めるための事業内容の見直し(事業のやり方や内容の変更)				
英検3級公費受験を中学校第2学年に拡充 ALTの充実 OGCルーム(海外体験ルーム)を小学校5校へ設置	事業効果を検証しながら、国際教育のさらなる充実を図る。			
(9) 令和7年度業務量見込み	⇒	(10) 令和8年度業務量見込み	⇒	(11) 見直し後の業務量見込み
年間 480時間		年間 600時間		年間 720時間
会計年度任用職員 0時間		会計年度任用職員 0時間		会計年度任用職員 0時間
(12) 改善策に対する評価	費用対効果の観点から、実用英語技能検定3級の2回目の公費受験やOGCルームの全校展開等については、引き続き必要性を検討するとともに、検証にあたっては、各取組において実用英語技能検定3級取得率以外の効果指標も検討すること。国際教育の推進にあたっては、効果や有効性を踏まえて、優先順位をつけて取り組むこと。			

No.	41			
(1) 部局名	教育総務部			
(2) 事業名(取組名)	イングリッシュキャンプ事業			
(3) 選定理由	OGCルーム、イングリッシュキャンプ、実用英語技能検定の公費負担など、複数の手法を組み合わせ実施しているが、いずれも一定のコストを要することから、各事業の効果と費用について検証が必要である。 イングリッシュキャンプは、参加者にとって英語環境に集中的に触れる機会となる一方で、教育現場における業務負担や余剰時間の圧迫にもつながっている。こうした負担やコストに見合う成果が得られているかについて、定量的・定性的な効果指標を設定した上で、英語教育に関する他の取組との比較も含め、取組の有効性と効率性の両方の視点から検討されたい。 ※本事業については、同じく対象事業として選定した「OGC」(No.40)と一体的に検討されたい。			
(4) 事業目的	多様な国の外国人講師とともに英語で実施する様々なアクティビティを通して、異文化理解を深め、学んだ英語を使って進んでコミュニケーションを図ろうとする態度を育てる。 イングリッシュキャンプを通して学んだことを学級や校内に広げる取組を通して、外国語科や英語カフェ等の活性化を図る。			
(5) 事業概要	様々な国の外国人講師と、一日英語を使って活動する。街中にある施設を再現したエリアでコミュニケーションを図り、海外の日常生活でよく使われる表現ややり取りを体験する。			
(6) これまでの経過と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・TOKYO GLOBAL GATEWAY BLUE OCEAN(以下:TGG)において、小学校第5・6学年の希望者を対象に、1日を1回の体験学習として、夏期休業期間中に2回実施した。1日あたりの募集定員150名(2日間計300名)に対し、2日間計234名の応募があった。 ・TGGにおいて、中学校第2学年の希望者を対象に、半日を1回の体験学習として、夏季休業期間中に1回実施した。1日あたりの募集定員150名に対し、61名の応募があった。 ・参加した児童・生徒の事前・事後アンケートの結果では、「あなたは将来、海外で仕事をしたいと思いませんか」という問いに対して肯定的に回答した割合が13%向上した(小59%→72%、中53%→66%)。他の回答についても、すべての項目で肯定的な回答をする児童・生徒の割合が向上した。 ・おおた国際教育推進校である、大森東小学校では第5・6学年の児童、羽田中学校では全校生徒がTGGで体験学習を行った。 ・夏期休業期間中の参加希望者を増やし、大田区立小中学校の全児童・生徒に取組の成果を還元することが課題である。 ・国際教育・英語教育の推進は、教育委員会が策定した「おおた教育ビジョン」で定めた重点施策である。働き方改革は全体として強化しており、重点施策実現のための授業時数を含めたカリキュラムの充実、業務負担や余剰時数の単純な圧迫には当たらないと考える。 			
(7) 令和8年度の具体的な改善策	(8) 令和9年度以降の具体的な改善策			
【STEP4】 効果を高めるための事業内容の見直し(事業のやり方や内容の変更)				
中学生について、夏休みの実施は部活動等で参加が難しいことが参加希望数に表れているため、より多くの中学校生徒が公費で体験できるように実施手法を見直す。	事業効果を検証しながら、中学校生徒がより効果的に公費で体験できるような実施手法を検討する。			
(9) 令和7年度業務量見込み	(10) 令和8年度業務量見込み	(11) 見直し後の業務量見込み		
年間 100時間	⇒	年間 100時間	⇒	年間 100時間
会計年度任用職員 0時間		会計年度任用職員 0時間		会計年度任用職員 0時間
(12) 改善策に対する評価	中学校第2学年全生徒への授業の導入にあたっては、教育現場における業務負担や授業時間への影響も含め、有効性について検討すること。 また、国際教育の推進にあたっては、効果や有効性を踏まえて、イングリッシュキャンプを含めた様々な事業の中で優先順位をつけて取り組むこと。			

No.	42			
(1) 部局名	教育総務部			
(2) 事業名 (取組名)	おおたの未来づくりに係る経費			
(3) 選定理由	<p>学習の伴走支援等を行う「おおたの未来づくり」授業パートナーについて、参画するメリットとして社会貢献活動の実績等であるとしている。</p> <p>学校と企業等がwin-winの関係となる連携体制を構築するため、学校現場での実証実験や広報等、授業パートナーとなるメリットを検討することで、協力企業等の増加、ひいてはマッチング率の向上及び継続性のある授業の実施につなげることはできないか検討されたい。</p>			
(4) 事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ・教科「おおたの未来づくり」において、各学校が、企業・団体等と円滑に連携するため。 ・連携企業・団体等を拡大するため。 ・研究実践校が、児童が夢中になるプログラムを開発するため。 			
(5) 事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・レーザーカッター・3Dプリンタ等を活用した教育プログラムの開発支援及び補助金やCSR予算等を活用した企業連携教育プログラムの開発支援を行う。 ・サイト登録者を増やすための業務（おおたの未来づくりの企業等への説明、サイトの登録方法の案内と依頼）、学校と連携企業・団体とのマッチング業務（全60校の申請状況の確認及び申請に基づくマッチング、企業等との連絡調整及び事前打合せの決定）、事前打合せと再調整の業務（マッチングした企業と学校とが連携の方向性について合意形成を図るオンライン打合せの支援、マッチングの再調整）、授業実施に向けた打合せ及び当日の授業への同行（企業等との打合せの日程調整、打合せの同行と授業支援の内容調整、授業当日の企業等との関係者対応、優れた授業事例の収集とサイト掲載）を委託事業者と共に実施する。 			
(6) これまでの経過と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・学校と企業等がwin-winの関係となる連携体制を構築するため、授業支援事務局が、連携をサポートし、関係構築を図ることができた。 ・現在連携している多くの企業・団体等とはwin-winの関係を築くことができているので、更なる授業の充実に向けた研究実践が重要である。 ・連携団体・企業、関係団体、地域、保護者、学校長、庁内関係部局課長等で構成するおおたの未来づくり推進協議会を開催し、継続性のある連携を実現するための課題等について協議し、改善に向け取り組む。 ・中学校版「おおたの未来づくり」について、中学校と連携先のマッチングを行い、探究的な学習のプログラムを開発できるよう伴走支援する授業支援事務局の委託が課題である。 ・授業支援事務局では、令和5年4月から、①学校と企業・団体のマッチング支援 ②学校の授業づくり支援（進行上の調整・トラブル解消支援） ③企業・団体への協力依頼、説明 ④ポータルサイトの運営管理等を行っている。 ・令和5年4月～令和7年6月の実績は、①76件 ②65件 ③105件 ④49件 計295件 この他、ポータルサイトの監視、管理は週3回のペースで行っている。また、学校、企業・団体からの電話、メール等による質問、要望等に対応（上記実績以外）している。 ・令和7年7月25日現在のポータルへの企業・団体の登録数：73、学校：全校（59校）、授業づくりに向けた調整数：38 学校と企業・団体のスムーズな情報交換等に役立っている。 			
(7) 令和8年度の具体的な改善策		(8) 令和9年度以降の具体的な改善策		
【STEP2】実施手法の見直し（民間や外郭団体等を活用した委託、公民連携の推進）				
<ul style="list-style-type: none"> ・小学校における授業支援（授業の計画や指導の在り方への指導・助言）は、指導主事が担うが、知見の乏しい企業等とのマッチング業務と全面实施に伴って発生した連携に係る過程でのトラブル対応は令和8年度も想定されるため、2点については限定的に事業支援業務を継続する。 ・中学校版「おおたの未来づくり」において、研究実践校を拡大するため、中学校と連携先のマッチングを行い、探究的な学習のプログラムを開発できるよう伴走支援する授業支援事務局の委託を拡充する。 		<p>トラブル対応等は全面实施3年目となる令和9年度までは必要と考えるが、令和9年度予算要求額は令和8年度の半額程度とし、令和10年度以降はSTEAM教育推進専門員を中心に対応に当たるようにすることを目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マッチングについても令和10年度以降に向けて、地域団体との連携、企業との連携、役所との連携に業務やシステムを細分化することを進め、地域等との連携はコミュニティスクールとなった学校の地域コーディネーターが、役所との連携は指導課のスタッフが担うようにする。知見の乏しい企業との連携のみ、専門性の高いサイト運営事業者へ委託することを想定して、事務局委託予算のスリム化を進める。 		
(9) 令和7年度業務量見込み	⇒	(10) 令和8年度業務量見込み	⇒	(11) 見直し後の業務量見込み
年間 662時間		年間 500時間		年間 500時間
会計年度任用職員 1,500時間		会計年度任用職員 1,800時間		会計年度任用職員 1,800時間
(12) 改善策に対する評価	<p>連携企業・団体等の拡大、ポータルサイトの登録数増加に向け、周知方法等の改善とともに、授業パートナーとなるメリットを引き続き検討すること。</p> <p>また、授業支援事務局やポータルサイトの委託については、独自運営に向けてマイルストーンを設定した上で行うこと。</p>			

No.	43			
(1) 部局名	教育総務部			
(2) 事業名(取組名)	家庭教育支援講座			
(3) 選定理由	<p>親子体験型プログラムは、児童館で行う「子育て講座」の親子参加型実技講座や、子ども家庭支援センター事業である「地域子育てコミュニティ育成事業」の出前講座等、他部局における類似事業が存在する。本事業は、これらの事業と対象者や事業内容に一部重複が見られるため、事業内容の整理や共同実施・部局間連携によって、より効率的な事業の実施を図れないか検討されたい。</p> <p>※本事業については、こども未来部などの関係部局と調整を行った上で見直しを検討されたい。</p>			
(4) 事業目的	こどもたちに健康で豊かな体験の機会が継続的に提供されていくため、園の協力を得ながら親子一緒に体験できるプログラムを実施することにより、家庭における子育てを積極的に支援していく。			
(5) 事業概要	<p>・家庭教育支援講座(園連携型)</p> <p>区立保育園の協力を得て、園に在籍する乳幼児と保護者を対象に、親子で楽しみながらできる運動遊びを体験し、運動習慣と生活リズムの重要性についての理解を深めてもらう。</p> <p>また可能な場合は、開催園の近隣園に呼びかけ本講座を見学してもらい、運動遊び指導の資質向上に役立ててもらおう。</p> <p>1回1クール 計3回実施。</p> <p>【内容】</p> <p>講師のお話し「発達に即した運動習慣と生活リズムの重要性について」、親子で楽しく運動遊び(講師の動きを見ながら親子で楽しく運動遊びに取り組む)</p>			
(6) これまでの経過と課題	<p>おおた教育ビジョンを踏まえ、大田区幼児教育振興プログラムに基づき幼児教育センターが実施する研修会等の事業については、これまで継続的に内容や実施回数などについて検討を行ってきた。この中で関係部局が実施する事業との類似性や、より効果的な事業実施等の観点からも検討を行い、令和6年度末には既に、令和8年度の実施事業について次のような計画とする方針であった。</p> <p>○「架け橋期」(義務教育開始前後の2年間、5歳児から小学校1年生まで)は、こどもの環境が大きく変化する時期であり、幼児教育から学校教育への滑らかな接続には、当該期間に係る大田区の基礎的な考え方を示し実践につなげるための「(仮)大田区架け橋期プログラム」を策定し、関係機関に対し広く周知し、その理解を深め、実践につなげることが急務と認識し、次のとおり取り組む。</p> <p>①アプローチカリキュラム(幼児教育機関で実践する小学校就学に向けたカリキュラム)研修会とスタートカリキュラム(小学校で実践する幼児教育から学校教育への接続に向けたカリキュラム)研修会を統合し、小学校教諭及び保育者が相互理解を深める機会を充実させるとともに、より効率的な事業実施を図る。</p> <p>②「(仮)大田区架け橋期プログラム」の策定に向け、有識者を含む策定検討会を設置し、早期の策定を目指す。</p> <p>○上記の計画を踏まえ、幼児教育センターが実施する事業を総合的に見直した結果、他部局で実施する事業と類似していること、また、その目的も他部局における事業実施により達成できていると判断できることから、「家庭教育支援講座」については、令和7年度をもって廃止する。</p>			
(7) 令和8年度の具体的な改善策		(8) 令和9年度以降の具体的な改善策		
【STEP1】事業の必要性・主体の見直し(事業見直しによる統廃合、実施主体見直しによる廃止)				
上述のとおり、幼児教育センターが実施する事業を総合的に見直した結果、他部局で実施する事業と類似していること、また、その目的も他部局における事業実施により達成できていると判断できることから、「家庭教育支援講座」については、令和7年度をもって廃止する。				
(9) 令和7年度業務量見込み	⇒	(10) 令和8年度業務量見込み	⇒	(11) 見直し後の業務量見込み
年間 41時間		年間 0時間		年間 0時間
会計年度任用職員 0時間		会計年度任用職員 0時間		会計年度任用職員 0時間
(12) 改善策に対する評価	「(仮)大田区架け橋期プログラム」の実行にあたっては、本事業同様、こども未来部等と調整し、事業内容の整理や共同実施・部局間連携によって、効率的な事業の実施を進めること。			

No.	44			
(1) 部局名	地域未来創造部			
(2) 事業名 (取組名)	マイナンバーカード関連事務拡大に伴う会計年度任用職員 (事務補助員) の任用について			
(3) 選定理由	事業の見直しが必要であると部局が判断し、選定した事業			
(4) 事業目的	マイナンバーカード関連事務や特別出張所における事務補助を行うため、17特別出張所に事務補助員を配置する。			
(5) 事業概要	現在、マイナンバーカード関連事務は本庁舎・マイナンバーカードセンター、17か所の特別出張所で行っている。予約制のマイナンバーカード交付だけでなく、予約制ではないマイナンバーカードに関する業務 (電子証明書の更新や各種登録支援、マイナンバーカード対応証明書交付機利用案内など) や、状況に応じてそれ以外の資料印刷など特別出張所における事務補助を行うため、常時事務補助員を配置することで特別出張所の業務支援も含めて行う。			
(6) これまでの経過と課題	<p>【実績】</p> <p>マイナンバーカード予約交付数 (特別出張所分)</p> <p>令和7年度: 48,719件 ※4月から12月までの実績に基づく年間件数予測</p> <p>令和6年度: 21,972件</p> <p>令和5年度: 30,564件</p> <p>令和4年度: 48,943件</p> <p>■関連手続き: 5年目の電子証明書更新 (特別出張所分)</p> <p>令和7年度: 52,005件 ※4月から12月までの実績に基づく年間件数予測</p> <p>令和6年度: 30,022件</p> <p>【課題】</p> <p>マイナンバーカード保有者が75%を超え、関連手続きの業務量は増加している。従来、転入・転出・住民票異動は住基システムで完結していたが、現在は統合端末でカード更新・電子証明書再発行などが加わり、1人あたりの処理工程が増加し、窓口負担・待ち時間が増加している。</p> <p>また、令和8年度は、特にマイナンバーカード導入後、10年目のカード更新手続きや5年目の電子証明書更新の手続きイベントが発生し、令和8年度から令和9年度までがその手続きのピークを迎える。</p> <p>さらに、令和8年6月以降は、マイナンバーカードへの「振り仮名記載」が開始され、窓口での更新時に券面情報の変更作業等が伴うことで、事務量が増えると予想している。</p>			
(7) 令和8年度の具体的な改善策	(8) 令和9年度以降の具体的な改善策			
【STEP3】業務改革と執行体制の見直し (DXの推進、人員の戦略的活用、効果的な体制づくり、事業の効率化)				
マイナンバーカード交付・電子証明書更新業務が一時的にピークを迎えることを見据え、混雑状況がインターネットでも確認できる発券機をはじめ、カード交付機やセミセルフレジの活用を前提とした窓口動線の整理など窓口DXを推進するとともに、令和7年度までの実績にも基づき特別出張所ごとの人員再配置を行う。あわせて、勤務地を固定しない応援要員を活用し、繁忙期の業務量変動に柔軟に対応することで、特別出張所全体の業務量平準化を図る。	運用実績を継続的に検証し、特別出張所・本庁舎・マイナンバーカードセンターの役割整理や拠点化を進め、データに基づく持続可能な執行体制へ段階的に移行する。			
(9) 令和7年度業務量見込み	⇒	(10) 令和8年度業務量見込み	⇒	(11) 見直し後の業務量見込み
年間 0時間		年間 0時間		年間 0時間
会計年度任用職員 52,546時間		会計年度任用職員 52,546時間		会計年度任用職員 52,546時間
(12) 改善策に対する評価	多くの利用者に混雑状況等の情報を届けられるよう工夫し、混雑緩和策を引き続き進めること。特別出張所ごとの窓口件数の偏りと特定の時期による業務集中を踏まえ、業務量を地域別・時期別に分析し各特別出張所一律ではなく、必要人員を精査すること。また、本庁舎、マイナンバーカードセンター、特別出張所を含む窓口体制について、区民部と協議の上、需要に応じた適正な人員配置を検討すること。			

No.	45			
(1) 部局名	区民部			
(2) 事業名 (取組名)	マイナンバーカードセンター移転			
(3) 選定理由	事業の見直しが必要であると部局が判断し、選定した事業			
(4) 事業目的	大田区マイナンバーカードセンターは、土日・夜間にも窓口を開設することにより、区民の利便性の向上に寄与することを目的に大森駅に近接する大森まちづくり推進施設に設置された。都市計画道路 (補助28号線) 整備事業が令和6年2月19日に事業認可されたことによる施設の行政財産廃止に伴い、令和7年10月に本庁近隣の民間ビルへ移転し、区民の利便性を維持するとともに本庁窓口の混雑緩和を図る。			
(5) 事業概要	・マイナンバーカードセンターの移転・継続 令和7年度にカードセンターを大森駅前から本庁近隣に移転し、土日・夜間も窓口を開設することにより区民の利便性を維持する。 ・マイナンバーカードの交付、関連手続きの体制強化 地域未来創造部と調整しながら、本庁舎、マイナンバーカードセンター、特別出張所での窓口体制を維持し、区民が滞りなく手続きできる環境を整備する。			
(6) これまでの経過と課題	【経過】 大田区マイナンバーカードセンターは開設以降、土日・夜間も窓口を開設し、区民の利便性の向上に寄与してきた。 【実績】 開設以降、マイナポイント施策によるカード交付申請など急増した窓口需要に対応し、来庁者数は増加の傾向にあった。令和5年度からはいったん落ち着きを見せたが、7年度以降は交付急増期に交付したカード及び電子証明書が更新時期を迎えるため、手続件数の急増が予想されている。 (カードセンター来庁者数) 平成30年度：6,665人、令和元年度：14,336人、令和2年度：46,962人、令和3年度：35,593人、令和4年度：56,878人、令和5年度：32,100人、令和6年度：35,705人、令和7年度(4~12月) 35,612人 【課題】 令和7年度からのカード及び電子証明書の更新急増に加え、運転免許証や在留カードとの一体化、東京都公式アプリとの連携、令和8年度のPMH (自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム) 運用開始などカードを利用する関連施策の実施に伴い、暗証番号再設定などのカード関連窓口業務件数はさらに増加することが想定される。カードの利用により区民の利便性が上がる一方で、カード本体に関する手続きは自治体窓口に来庁しての手続きが求められているため、マイナンバーカード窓口での手続件数は増加する。また、マイナンバーカード保有者の増加に伴い、住所・氏名変更に伴うカードの券面記載事項変更手続きや電子証明書の更新手続きも増加している。本庁窓口に来庁者が集中するため、混雑状況によっては一部の手続きについて窓口終了時間前に受付を締め切り、カードの手続きのために再来庁していただくこともあり、状況の改善が求められている。			
(7) 令和8年度の具体的な改善策		(8) 令和9年度以降の具体的な改善策		
【STEP3】業務改革と執行体制の見直し (DXの推進、人員の戦略的活用、効果的な体制づくり、事業の効率化)				
令和8年度に予定されるマイナンバーカードへのフリガナ記載開始以降、電子証明書の更新時にもフリガナを記載する必要があり、別途券面更新の手続きが発生するため手続件数の大幅な増加が見込まれる。こうした手続需要が高まる状況を踏まえ、本事業の見直しは段階的に進める必要がある。令和8年度においては、マイナンバーカードセンターを継続して設置するとともに地域未来創造部と連携して、特別出張所を含めた窓口体制を維持する。		電子証明書更新時のフリガナ記載は令和9年度以降も続くため、マイナンバーカード関連手続件数は減少しないことが予想される。マイナンバーカードセンターを継続しつつ、本庁や特別出張所も含めた窓口体制を検討する。 なお、マイナンバーカードの手続きが完全オンライン化に改善された段階でマイナンバーカードセンターの役割としては一定程度終了する。		
(9) 令和7年度業務量見込み	⇒	(10) 令和8年度業務量見込み	⇒	(11) 見直し後の業務量見込み
年間 8,320時間		年間 8,320時間		年間 8,320時間
会計年度任用職員 12,800時間		会計年度任用職員 12,800時間		会計年度任用職員 12,800時間
(12) 改善策に対する評価	地域未来創造部とのさらなる連携を進め、特別出張所を含めた効率的な窓口体制の構築に取り組むとともに、移転以降のマイナンバーカードセンターの利用状況を精査し、本庁舎の混雑緩和に寄与しているか検証を行うこと。その検証結果を踏まえ、マイナンバーカードセンター終了に向けた具体的なロードマップを検討すること。			

No.	46	
(1) 部局名	教育総務部	
(2) 事業名 (取組名)	部活動地域連携・地域展開 (ハイブリッド型) の拡大	
(3) 選定理由	事業の見直しが必要であると部局が判断し、選定した事業	
(4) 事業目的	区立中学校において部活動の顧問を希望しない教員や、活動の種目により指導経験がない教員が顧問とならざるをえない状況、部活動の指導が勤務時間外となることによる長時間勤務などの負担を軽減し、教員が本来担う役割に集中し、誇りとやりがいをもって働くことができる環境整備を推進するため。また、部活動の地域連携・地域展開を進めることにより、生徒が、より専門的な技術指導を受け、充実したスポーツ・文化芸術活動を体験できるようにするため。 【参考】 ・令和6年度 時間外在校等時間が45時間以上の教員の割合 (小学校) 約3割 (中学校) 約4割	
(5) 事業概要	令和6年度からモデル校で実施している、部活動ごとに委託や会計年度任用職員 (部活動指導員) などを活用するハイブリッド型の指導について、学校ごとに委託や会計年度任用職員などによる指導の構成を変えるなどして、効果や課題を抽出し、問題点を改善しながら大田区の実情を踏まえた部活動の地域連携・地域展開を進めていく。 ・令和6年度モデル校数: 5校 ・令和7年度モデル校数: 14校	
(6) これまでの経過と課題	・モデル校の時間外在校等時間減少は、主に委託と会計年度任用職員 (部活動指導員) による部活動指導の増加が要因と考えられる。 ・会計年度任用職員は学校職員扱いで、学校に服務・職務管理責任があり、日々の事務が発生する。不適切指導時は指導課学校支援担当 (人事) にも事務が生じる。また、適切な人材確保が難しく、5年間の継続任用が原則で柔軟な人事運営ができない。 ・委託は学校から直接指示ができず、受託業者経由となるため時間がかかる。しかし、方針等のすり合わせができれば、学校の事務負担を大幅に軽減できる。受託者のノウハウを活かし、柔軟な人材配置が可能。部活動指導のアウトソーシングにおいて、会計年度任用職員増員より委託指導拡大の方が、指導課と学校の事務負担軽減効果が大い。 ・委託指導について、生徒や保護者からの満足度は高く、充実した部活動の実施に繋がっている。また、教員の負担軽減にも繋がっており、学校における働き方改革への貢献度も高い取組となっている。委託指導が入っていない学校からも導入の要求が多くあり、教育の公平性を保つためにも、できるだけ早期の全校展開が必要不可欠である。	
(7) 令和8年度の具体的な改善策	(8) 令和9年度以降の具体的な改善策	
【STEP 1】 事業の必要性・主体の見直し (事業見直しによる統廃合、実施主体見直しによる廃止)		
会計年度任用職員 (部活動指導員) を拡充することによる部活動指導の拡大から、委託による指導の拡大へ方向性を見直す。 現在任用している部活動指導員のうち、今後は任用5年目を迎えた職員の枠を新たに募集しないこととする。それにより生み出される費用の総額 (現・部活動指導員が0人となる年度までの累計費用) を単年度に割り返した費用を、新たな委託指導の導入費用の一部へ当て込みながら、委託指導を拡大していく。	同左 ※大田区実施計画 (令和7年度～令和9年度) で、令和8年度以降、ハイブリッド型指導のモデル校数を28校 (全校) としている。	
【STEP 4】 効果をもとめるための事業内容の見直し (事業のやり方や内容の変更)		
委託業者の履行場所を区内でエリア分けし、地域展開に向けて、近隣校における休日の部活動の合同練習などについて検討する。	検討結果に基づき、一部の部活動で休日の合同練習を継続的に実施し、効果や課題を抽出するとともに問題点を改善しながら、拡大に向けて取り組む。	
(9) 令和7年度業務量見込み	(10) 令和8年度業務量見込み	(11) 見直し後の業務量見込み
年間 5,220時間	⇒ 年間 7,020時間	⇒ 年間 7,020時間
会計年度任用職員 0時間	⇒ 会計年度任用職員 0時間	⇒ 会計年度任用職員 0時間
(12) 改善策に対する評価	委託の拡大については後年度負担も大きいので、会計年度任用職員の退職に合わせて展開するなど工夫を図ること。	